

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

1 日時

平成 25 年 7 月 8 日（月曜日）

午前 10 時 7 分開会、午後 4 時 30 分散会

（うち休憩午前 11 時 50 分～午後 1 時 5 分、午後 2 時 27 分～午後 2 時 29 分、
午後 2 時 55 分～午後 3 時 5 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

熊谷泉委員長、後藤完副委員長、小田島峰雄委員、軽石義則委員、福井せいじ委員
岩渕誠委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、蛇口併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、
木村商工企画室企画課長、佐藤自動車産業振興課長、山村経営支援課総括課長、
石川科学・ものづくり振興課総括課長、佐藤産業経済交流課総括課長、
岩渕観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、
高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、千田雇用対策・労働室労働課長

(2) 教育委員会

菅野教育長、堀江教育次長兼教育企画室長、作山教育次長兼学校教育室長、
永井予算財務課長、宮澤学校施設課長、藤澤学校企画課長、
松葉主任指導主事兼特命課長、佐藤首席指導主事兼義務教育課長、
川上首席指導主事兼高校教育課長、福士首席指導主事兼特命課長、
佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、大林首席指導主事兼生徒指導課長、
西村生涯学習文化課総括課長、佐々木特命参事兼文化財課長、
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、戸館教職員課総括課長、
小菅首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
土川首席経営指導主事県立学校人事課長

(3) 総務部

杉村副部長兼総務室長、及川総務室管理課長、細川法務学事課総括課長、
岡崎私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

5人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第6号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

議案第7号 平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

議案第25号 職業能力開発校条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第75号 青年の生活と雇用を守る措置を求める請願

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第6号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

議案第40号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めること
に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第70号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の
1復元を求める請願

(3) 教育委員会及び総務部関係審査

(請願陳情)

受理番号第76号 学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願

受理番号第77号 学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第6号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第1号)、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費及び第7款商工費並びに議案第7号平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)、以上の2件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○桐田副部長兼商工企画室長 それでは、議案第6号平成25年度一般会計補正予算(第1号)のうち、商工労働観光部関係について御説明申し上げます。議案(その2)の3ページをお開き願います。

5款労働費の6億3,895万6,000円及び次の4ページに参りまして、7款商工費の1億

4,136万1,000円、合わせて7億8,031万7,000円の増額補正でございます。項及び目の区分ごとの内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、以下金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。予算に関する説明書の20ページをお開き願います。

5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の起業支援型地域雇用創造事業費は新規事業であります。この事業は、起業してから10年以内の企業などの企画提案を公募し、地域に根差した雇用を創出する事業実施を委託して、安定的な雇用の受け皿を創出しようとするものでございます。

次の21ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の認定職業訓練施設設備費補助は、気仙高等職業訓練校及び遠野高等職業訓練校について、訓練ニーズに対応するための増築に係る経費の一部を設置者である大船渡市及び遠野市に補助しようとするものでございます。

次に、26ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の国際的研究拠点構築事業費は、三陸地域の海洋再生可能エネルギーの導入、利活用を進めるため、波浪データを収集及び分析、地元漁業者への海象情報の提供などを行いまして、実証フィールド候補地の地元受け入れ態勢の環境整備を図ろうとするものでございます。

その下の新素材・加工産業集積促進事業費は、コバルト合金を初めとする新素材の規格化や製品化に向けた取り組みを支援し、新素材の生産加工産業の集積を図るとともに、地域の産業政策と一体となった地域の自主的な雇用創造の取り組みを行う企業等に補助しようとするものでございます。

次の2目中小企業振興費の中小企業振興資金特別会計繰出金は、中小企業高度化資金の貸付金として、中小企業振興資金特別会計へ繰り出ししようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その2）に戻りまして、9ページをお開き願います。議案第7号平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）でございます。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ69億9,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億9万円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書をお開きいただきまして、35ページをお願いいたします。35ページが歳入合計でございまして、次の36ページは歳出合計でございます。それぞれの補正予算額と計の額につきましては、ただいま申し上げましたとおりの額であります。その補正内容につきまして、37ページをお開き願います。

37ページは、歳入についてでございます。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、中小企業高度化資金の貸付金に充てるため、一般会計から繰り入れしようとするものであります。

次の38ページに参りまして、4款県債、1項県債、1目県債は、中小企業高度化資金の

貸付金の一部として、独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れしようとするものであります。

次に、歳出であります。39 ページに参りまして、1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費、3 目高度化資金貸付費は、被災した中小企業者が連携して行う施設設備の復旧整備における事業者の自己資金分に対する公益財団法人いわて産業振興センターの貸し付けに係るものであります。今回の補正は、当センターに対し、その貸し倒れに対する引当金を増額するため貸し付けをしようとするものでございます。

以上で商工労働観光部関係の補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、詳しい内容について質問させていただきます。

起業支援型地域雇用創造事業費が計上されましたけれども、起業後 10 年以内の企業に委託してということですが、具体的にその内容等が決まっているのであれば、お示しを願いたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 具体的な委託内容は限定されてございません。あくまでも地域に根差した事業ということで、どのようなテーマを設定するかはそれぞれの発注者である自治体に任せられております。

○軽石義則委員 限定はなしということですから、それぞれが使い勝手がいい内容、枠も示されているのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 枠は最長 2 年間にわたってということで、14 億 4,000 万円の事業費でございます。今年度、平成 25 年度中に事業開始したものについて、平成 26 年度まで継続できるということで、最長 2 年間、総額 14 億 4,000 万円でございます。

○斉藤信委員 私も起業支援型地域雇用創造事業は新規ですから、本当なら説明のときにこの事業の概要が説明されていると思うのだけれども、条件は怎么样了のですか。起業後 10 年以内の企業等に委託して地域に根差した雇用を創出するということですが、雇用の条件、対象の事業は怎么样了。これは 2 年間ということになるけれども、今年度、どのぐらいの企業を対象にして取り組む予定なのか。全体として、これによって雇用を確保する目標は怎么样了を含めて示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず最初に、条件でございますけれども、対象になる企業は、先ほども申しましたとおり、起業後 10 年以内の企業、これはいわゆる会社でも結構ですし、NPO 法人、あるいは団体でも認められております。条件としては、本社がその都道府県内に移動せずずっと存在するということがございます。その他の要件としましては、委託の事業費に占める新規雇用失業者の件数費の割合が 2 分の 1 以上であること、雇用期間は 1 年以内で、その更新が可能であるということでございます。あとは、対象期間が今年度中に事業着手するということ、以上が条件となっております。

二つ目に、今年度の規模でございますけれども、今年度の雇用目標予定数は 250 人でご

ございます。この事業による雇用創出目標数は 250 でございます。その事業所数、166 事業所としていまして、おおむね 1 事業者当たり 1.5 人程度の雇用を見込んでおります。今年度は、事業期間が年度中途からになるということで、その程度の人数を見込んでおります。

○斉藤信委員 10 年以内に起業した企業、NPO 法人、団体が対象になると。それで、事業費の 2 分の 1 以上がいわゆる雇用、賃金関係ということになりますが、これは雇用拡大計画があって初めて対象になるということになるのですか、それともどういう人を雇用するという条件はあるのですか。

それと、雇用の条件ですけれども、これは有期雇用でも対象になるのか。こういう場合には、基本的には期限の定めのない雇用をしなかったら、2 年間の事業が終わったら、あとは終わりということになりかねないと思うけれども、そこはいかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この事業自体に、その会社における雇用拡大計画というものは特に求めておりません。あくまでもその委託の中で 1 年間、あるいは事業期間の中で、どれぐらいの人数を雇用して事業を行うかという提案内容を求めるものでございます。有期雇用を含むかという御質問がございましたけれども、あくまでも委託ということで、委託期間内での雇用が条件になります。その後正規雇用に移行した場合については、一時金を助成することができる事業となっております。委託事業終了後に正規雇用に移行した場合は、30 万円の一時金を助成するという制度でございます。

○斉藤信委員 今年度 5 億 7,400 万円で、先ほどの説明だと 2 年間で 14 億円という話ですよね。来年度は 10 億円近い予算が計上されるということになるのですか、これが第 1 点。

あともう一つ、委託期間内の雇用だけでいいと。こんな中途半端な雇用政策でいいのですか。わざわざ税金を使って、2 年間だけ事業をやるから、その期間の賃金は確保されると。こんな中途半端な雇用対策でいいのですか。例えば、賃金は 1 人当たり基準額は幾らになっているのですか。事業費といった場合に、2 分の 1 以上は賃金になるかもしれないけれどもほかの中身は何なのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、来年度予算の予定額ですけれども、全体で 14 億 4,000 万円、今年度 5 億 7,400 万円の予算を計上して、現在御審議いただいております。来年度分として 8 億 6,700 万円余を予定しております。委託期間内だけの雇用でいいのかという御指摘がございましたけれども、あくまでも事業の走り出し期間を支援することによって、それを安定的な雇用に結びつけようという委託事業でございます。発注者からの委託期間において、その雇用にかかる人件費をこの委託料の中で見るというものでございますので、どうしても雇用については委託期間内ということになります。

三つ目、1 人当たりの基準額ですが、特にございません。全体としては緊急雇用事業の大きなフレームの中に含まれる一つのメニューでございますので、地域の賃金水準に比べて妥当なものということだけで、数値的な基準は特にございません。

四つ目の他の経費ですけれども、例えば例示として示されている中に、商品の首都圏への新しいアンテナショップの設置による展開をする場合などの例示が出されておりますけ

れども、その雇用した人を使って、新たに展開する部分の事業にかかるもろもろの諸経費について、この事業に合わせて見ることができる。ただし、あくまでも全体の2分の1以上は人件費、そういう形の事業になっております。

○斉藤信委員 雇用対策は本当にいろいろあるのだけれども中途半端だと思います。今までふるさと雇用とって、2、3年雇用して安定雇用につなげると。これは、目標がはっきりしていた。実績はもう一つそこにいかなかったという実績があるのだけれども。今回の場合、それよりもっと曖昧な事業ですよ、これは。2年間で14億円かけて、安定的な雇用の受け皿を創出するというけれども保証がないです。税金を使って雇用をふやそうと思うのであったら安定した雇用をどうやって創出するか、一時的な手だてではなくて吟味してやる必要があると思います。今までの二の舞を踏むようなことになったら、まさにカンフル剤というか、一時的手当てにしかならない。今多くの人たちはそういうことを望んでいないのです。1、2年キャンペーンやって、そのときだけ雇用されて、あとはさようならということでは見通しが立ちません、率直に言って。その点を指摘しておきます。

次に、職業訓練総務費で職業訓練施設整備費補助、気仙高等職業訓練校と遠野高等職業訓練校の施設整備だと思いますけれども、これは大船渡職業能力開発センターのかかわりもあると思いますが、そこのかかわりと、具体的にどういう施設を整備するのか、訓練を強化するのか示していただきたい。

○千田労働課長 気仙職業訓練協会の施設整備の関係でございますが、後ほど審査いただきます職業能力開発校条例一部改正条例にもかかわっておるのですが、気仙地域の職業訓練のあり方について地元と協議した際に、地元から御要望いただいたものの一つございまして、現在気仙地域の職業訓練協会で、大船渡市と陸前高田市のうちの陸前高田市が施設が震災により損壊いたしまして、施設がないものですから、大船渡市でいろんな訓練を受け入れているのです。そのために、今の施設では手狭であるということで、地元から御要望いただいて、本来であればエントリーして採択されるまで時間がかかるのでございまして、被災地であるということで、厚生労働省の優先的な御配慮をいただきまして、今回国の採択の見通しが立ったということで補正予算に計上したところでございます。

具体的な施設整備の内容でございますが、今ある施設の増築でございます。実際にそこでやる訓練でございますが、木造建築あるいは建築設計、そういった比較的長期間にわたる訓練と、板金、OA事務、あるいは短期的な建築関係と、それを大別しますと2種類ございまして、そういった訓練に使用する予定でございます。

遠野につきましては、遠野市の訓練協会で多職種の職業訓練機会の掘り起こしに取り組みました結果、洋服科、介護サービス科の訓練生が増加いたしまして、増加した訓練生に対応するために、仮設のプレハブでの教室を急遽設置いたしまして訓練をやったのでございますが、冬場がかなり寒いとか、あるいは訓練されている方からも、訓練環境としてどうかという声もありまして、今回気仙の施設の増築とあわせて国に要望しましたところ認められたということで補正予算に計上したところでございます。

○齊藤信委員 わかりました。

それでは商工費、26 ページですけれども、国際的研究拠点構築事業費、これは三陸海岸の海洋開発にかかわるということでしたが、どういう中身で、どこに委託する事業なのか示してください。

○石川科学・ものづくり振興課総括課長 ただいま御質問がございました国際的研究拠点構築事業費についてでございますが、海洋再生可能エネルギーの実証フィールドへの応募に向けた取り組みを行うものでございます。実証フィールドの応募に当たっては、具体的な海域の設定に向けて漁業者、その他海域事業者や利害関係者の調整が不可欠でありまして、昨年度、三陸復興海洋エネルギー導入調査事業によりまして、実証フィールド応募海域に波浪観測ブイを設置いたしまして観測データの収集分析を行うとともに、地元漁業者へのデータ提供、これは携帯で波の状況がわかるというデータでございますが、地元受け入れに向けた理解の促進、あるいは機運の醸成を図ったものでございまして、今年度も波浪観測を継続することといたしまして、所要額を6月補正に新規提案したものでございます。

委託先についての御質問がございましたけれども、昨年、この事業について委託いたしました東京大学生産技術研究所を想定してございます。

○齊藤信委員 この海洋エネルギーの実証フィールドは、この取り組みは大体どのぐらいの期間を想定して、現段階ではどこまで来ているのか。どういうところを目標にしているのか。そして、この間の調査事業の中で出てきた課題などあったら示してください。

○石川科学・ものづくり振興課総括課長 国の実証フィールドにつきましては、この3月に国から実証フィールドの要件、あるいは選定の方法について公表されておりました、条件に見合う形で今準備を進めているものでございます。

幾つかその条件がございまして、一つ目は海洋再生エネルギーの種類に応じた気象、海象条件、水深、海底地形に関係した事項といったもの、二つ目は航行安全、環境や景観の保全に対する適正な配慮の観点からくる事項、その他海域利用者の調査に関する事項、三つ目は、実証フィールドの活動をサポートする周辺のインフラや、海洋産業の存在等に関する事項、その他実証フィールド整備時の利用者の見込みといったような条件がございまして。最初に申しあげました気象、海象条件等につきましては、昨年度の調査事業、1年間行いまして、大体国の示す条件はクリアしているという形になってございますが、継続して波浪の状況等、今年度調査しようというものでございます。

課題といたしましては、特に二つ目の条件、航行安全あるいは海域利用者、特に漁業関係者の御理解をいただく必要があると考えてございまして、今回の観測ブイにつきましても、波浪観測データ収集ということが一つの目的でございますが、もう一つは、それで出たデータを地元漁業関係者の方々に提供することによりまして、この実証フィールドのメリットといったようなものをお知らせしたいということで実施するものでございます。

○齊藤信委員 最後の課題のところでは漁業者の理解というのがありました。この取り組み

というのは、最初の段階から漁業者と情報の交流をして、しっかり理解を得ていくと。そういう意味でいけば、漁業も今復興の過程で、ここと矛盾が起きないように、ぜひしっかりやっていただきたい。

次に新素材・加工産業集積促進事業費、コバルト合金の取り組みは、これまでも岩手大学だとか工業技術センターでやっておりますが、これはどこまでこの取り組みが来ているのか、今後の見通しも含めて示していただきたい。

○石川科学・ものづくり振興課総括課長 新素材・加工技術促進事業についてでございます。今お話がございましたように、これまでもコバルト・クロム・モリブデン合金の研究開発、製品化を実施してまいりました。今回これまでの成果を生かしつつ、引き続きコバルト合金を含めた特殊合金新素材の製造加工、その加工産業に対象を広げまして、地域の関係者が総力を挙げて、新素材・加工産業のクラスターを促進していきたいと考えているものでございます。

コバルト合金について、どこまで今来ているのかという御質問がございましたけれども、御案内のとおり、県では岩手大学あるいは産業振興センター等と連携しまして、平成 16 年当時から、さまざまな国の制度を活用しまして共同研究を実施してきたところでございます。これらの成果といたしましては、製品化が 6 件、試作品開発が 16 件、特許出願 25 件等々の実績を上げてございます。

また、平成 22 年に、釜石市にございます株式会社エイワで、金属事業部を設立しまして、コバルト合金の生産を事業化してございます。実際に産業機械材料の有償のサンプルをメーカーに出荷しましたほか、昨年 4 月には大手医療機器メーカーに国産第 1 号となる人工股関節材料の出荷を果たしたところでございます。

○斉藤信委員 わかりました。ぜひこういう岩手発の新技术といえますか、新素材開発を強めていただきたい。

最後ですけれども、中小企業振興資金特別会計繰出金ですけれども、中小企業高度化資金の実績はどうなっているのか、どれだけ活用されているのか。今回の補正というのは、実績とのかかわりで足りなくなったからやるということになるのかどうか。それと、これは無利子、償還期間が 25 年ですか、独立行政法人から県債という形で借りるというのだけれども、これは利子がつくのでしょうか。そこら辺を少し含めて教えていただきたい。

○山村経営支援課総括課長 今回の補正予算でございますが、グループ補助金の補助残に係る各事業者の自己資金に対して高度化事業活用しまして、無利子の貸し付けを行っております。これの貸倒引当金を増額するための補正でございます。グループ補助金の自己資金分に対する貸付原資については、当初予算でっておりますけれども、貸倒金のための基金については、国の予算の時期の関係がございまして、今回 6 月補正ということで、69 億 9,000 万円余の予算をお願いしているものです。

それで、この補助金の自己資金分の貸し付けの決定額とすれば、実績でございますが、5 月末で 115 件、78 億円決定をしております。それとの関係でございますが、貸し付けを

見込んでいる額の一定割合、実績とか貸し付け、融資期間とかに応じて計算しますと、今時点では必要な貸し倒れのための基金とすれば100億円程度と計算しておりまして、このうち31億円は平成23年度予算で措置済みですので、その残額69億9,000万円余を今回補正させていただきたいという内容でございます。

○**斉藤信委員** わかりました。今回はグループ補助金の残額に係る自己資金ということで、実績は115件、78億円ということですね。100億円ぐらいを想定していると。

たしかグループ補助金は、対象になったのは1,150社ぐらいですよ。752億円でしたかね。中小企業高度化資金の申請はこの程度にとどまっているのか。この資金は、条件がいいから、もっと活用されているのではないかと思います。その申請状況は、先ほど言われた115件にとどまっているのか。それ以外の有利な資金というのがあるのか、もっと活用しやすくする手だてはないのかという点で答弁をお聞きしたい。

○**山村経営支援課総括課長** グループ補助金につきましては、今お話しいただきましたとおり、1,159事業者、752億円の貸し付け決定をしております。今回、中小企業高度化資金を活用しているのが5月末で115件、78億円でございますが、基本的にはグループ補助金、4分の3の補助事業でございます。残り4分の1は通常の補助金と同じように自己資金が基本でございますが、各事業者は、それぞれ金融機関との長いお付き合いでありますとか、メイン銀行で運転資金を支える、借りるといような関係の中で資金の融資、いろいろな選択肢の中で検討されているものと思います。その中で中小企業高度化資金の応募、これまでの取引に応じて金融機関からお借りになる、あるいは自己資金でそもそも手当てできる事業所等もございますので、そういった各企業の判断の中で活用いただいているものと考えております。

○**斉藤信委員** 確かに金融機関とのつき合いはあるのだろうけれども、中小企業高度化資金というのは無利子で、たしか償還期間25年でしたね。だから、本当に被災を受けた事業者にとっては、4分の1の資金確保をする上では一番使いやすいといえますか、メリットのある資金だと思うのです。そういう意味でいけば、遠慮しないで、もっとどんどん中小企業高度化資金を活用できないものか。4分の1といったって借金ですから、これは本当に大変なのです。そういう意味で、100億円ぐらいを想定しているということでしたが、想定の根拠、もっとどんどん活用してくださいといかないのかどうかどうなのですか、金融機関との関係なのですか。

○**山村経営支援課総括課長** 利用の促進なり、制度のPRにつきましては、グループ補助金の公募の際にも、こういう融資がある、あるいは補助金の決定者に対しても手続等を説明しておりますけれども、毎回。その説明会の際にも、こういう制度があるという御説明をしております。

金利などの面では、確かに国の制度ですので、いい制度でございます。繰り返しになりますが、企業にとってはいろいろな選択肢がもともとございますし、企業の状況もそれぞれでございますので、この制度も含めて活用しやすい制度なりについて、これからは企業

の方に御説明していきたいと考えております。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 補正予算には賛成します。ただ冒頭指摘したように、起業支援型の資金については、今までもいろんな雇用のための資金がありましたが、もう一つ従来型の枠から出ていない。安定的な雇用を創出するということを目標にしている割には、その保証がない。税金を使ってこれをやるのですから、具体化の段階でよく吟味して、安定した雇用につなげるような取り組みにしていきたい。予算があるから使えというようなことになっては絶対ならないと。そこは本当に知恵を企業とともに絞ってやるように、これは特に強く求めておきたいと思います。以上です。

○熊谷泉委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号職業能力開発校条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○千田労働課長 議案第 25 号職業能力開発校条例の一部を改正する条例について御説明します。議案書は、議案（その 3）の 76 ページとなります。また、便宜お手元に配付してございます職業能力開発校条例の一部を改正する条例案の概要という資料により御説明申し上げます。

初めに、本条例案の提案に至る経過について御説明申し上げます。配付いたしました資料を 1 枚おめくりいただきまして、2 ページの岩手県立大船渡職業能力開発センターの廃止に係るこれまでの経過についてをごらん願います。冒頭の箱書きの部分でございます。

大船渡職業能力開発センターは、学卒者訓練として建築科の普通課程、いわゆる高卒課程でございます。及び短期課程、これは従前の中卒課程でございます。これらを開設しまして建築技能者を養成してきたところでございますが、かねて応募者の減少や恒常的な定員割れが生じていたところでございます。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災により被災いたしまして、施設が損壊、流出したため、平成 23 年度は入校者を二戸校に一時的に移設しまして訓練を実施し、平成 24 年度からは運営を休止しておったところでございます。県におきましては、こうした状況等を踏

まえ、当該センターのあり方について地元の関係団体の皆様と協議、調整を重ねてきたところでございますが、この結果、本年3月、当該センターを廃止することについて御理解が得られたところでございます。

これを踏まえ、本年4月、県職業能力開発審議会を開催いたしまして、職業訓練実施計画の変更、これは当該センターをこれまでの休止から廃止に変更するというものでございますが、このことについて御審議いただき、御了承いただいたところでございます。こうした経過により、今定例会に当該センター廃止に係るこの条例の改正案を御提案するに至ったものでございます。

次に、地元関係団体との協議・調整結果の概要について御説明します。箱書きの下のところ、1の部分をごらん願います。県におきましては、発災後、延べ11回ほど、地元の関係団体の皆様、具体的には地元の市、町、職業訓練協会、商工会議所、商工会、建設業協会の皆様と、当該センターの廃止を含むこの地域での職業訓練のありようについて協議を重ねてまいったところでございますが、最終的には本年3月19日、気仙地域における今後の職業訓練のあり方説明会との名称で、関係者が一堂に会しての会合を開かせていただきまして、次の5項目について、了解、確認に至ったところでございます。

(1)は、当該センターは廃止するというものでございます。資料の4ページ、別紙1をごらん願います。上段のグラフは大船渡職業能力開発センターの建築科、高卒課程の平成9年度以降の入校状況等をあらわしたものでございます。赤が応募者数、緑が入校者数、青の点線が定員でございます。ここにありますとおり、高卒課程につきましては、平成17年度から応募者数、入校者数ともに定員割れの状況が出始めたところでございます。

下段のグラフは短期課程、従前の中卒課程でございますが、これの昭和40年度以降の入校状況をあらわしたものでございます。昭和40年度から50年代の中ごろまでは、非常にたくさんの応募者がありまして、ほぼ定員に見合った入校者数が確保できておりました。しかしながら、昭和50年代の後半から漸次応募者数が、年度によって上がり下がりがございますけれども、全体としては減少してきてまして、また定員の引き下げも行いましたが、入校者が定員に達しない状況が続き、平成15年と17年の間のところ、平成16年度のあたりから、応募者数自体が定員を下回るという状況が出始めました。大船渡職業能力開発センターの廃止は、こうした状況を踏まえてのものでございます。

資料の2ページにお戻りいただきまして、(2)の在職者訓練の実施についてでございますが、これにつきましては、地元の皆様から御要請がございまして、県においてアンケート調査を実施いたしましたところ、在職者訓練については一定のニーズがあると判断されたことから、県が実施主体になって訓練を実施するというものでございます。訓練は管理・監督者研修、品質管理等、全9コース、定員180人で計画しておりまして、既にその一部については本年6月から開始しているところでございます。

(3)の大船渡職業能力開発センターの跡地利用でございますが、次の用地として、すなわち気仙職業訓練協会が重機等の建設機械の操作訓練等に使用する屋外訓練用地などと

して、また震災により住宅を失った被災者の方々の住宅確保のための県営災害公営住宅用地として、それぞれ活用するというものでございます。

資料の5ページ、別紙2をごらん願います。左の上のほうの小さな四角の部分、ここは現在気仙職業訓練協会の施設が置かれています。これにくっついているような形のかぎ型の職業訓練用地という部分でございますが、大船渡市としては、この部分を県から貸与を受け、これを協会に管理させ、屋外の訓練用地、あるいは駐車場スペースとして活用したいという意向をお持ちです。下半分の広い敷地でございますが、約1万平米と見てございますが、ここの部分は建設が急がれております県営災害公営住宅用地として活用したいとの要望が寄せられておまして、その方向で調整を進めていきたいと考えてございます。おおよそでございますが、100戸から120戸程度の住居が確保できるものと見込まれております。

資料の3ページにお戻りいただきまして、(4)の認定職業訓練施設の整備等につきましては、気仙職業訓練協会につきましては、現在この地域において唯一職業訓練を実施している施設であり、当面職業訓練を休止せざるを得ない陸前高田職業訓練協会の訓練生の受け入れなどを通じて、訓練機会の維持を図る役割も見込まれるということで、必要に応じた支援を行っていくとするものでございます。具体的には、先ほど御審議いただいた施設の増築、それから先ほど御説明した屋外訓練用地の確保等々でございます。

それから、陸前高田職業訓練協会につきましては、現状では当面訓練の再開は困難と見込まれてございます。他の施設への訓練受講を通じて、訓練機会の確保を図っていく、また訓練施設の再建に向け、県としては、引き続き市、訓練協会との協議を行っていききたいと考えてございますし、再建時の財政措置については厚生労働省に要望していききたいと考えてございます。

(5)の被災地域の産業復興に対応した人材育成でございますが、これは復興需要に対応した訓練、具体的には離職された方々を対象とした建設関連分野の職業訓練を実施するというものでございます。ここには、気仙地域を会場とした訓練を抜き書きしてございますが、同じような訓練を県全体でやっております、五つの地区で7コース、110名の方々を対象に、国の予算支援を受けて実施する予定となっております。

以上が地元の皆様と了解した内容でございますが、これを踏まえまして、次の2に記載のとおり、本年4月25日、審議会を開催いたしまして、当該センターの廃止を内容とする計画案の変更について御審議いただき、これを了とされたところでございます。

なお、審議会からは、次の附帯意見をいただいております。地元ニーズを踏まえた職業訓練に関して今後の検討が必要であると。県としましては、この附帯意見の意図するところは、当該センターは廃止せざるを得ないとしても、今後の気仙地域における職業訓練のあり方については、この地域の復興状況等を見ながら、今後も地元の関係団体等とともに継続して検討していくべきという趣旨と受けとめてございます。当該附帯意見を踏まえまして、今後も地域におけるニーズの把握に努める等必要な検討、取り組みを進めてまい

りたいと考えてございます。

以上の経過でございますが、最後に条例案の概要について御説明いたします。資料の1ページにお戻り願います。

1の改正の趣旨でございますが、大船渡職業能力開発センターを廃止しようとするものでございます。2の条例案の内容のうちの(1)でございますが、職業能力開発校の名称及び位置から岩手県立大船渡職業能力開発センターを除くとともに、当該センターの廃止に伴いまして、当該センターの寄宿舎料の額について削除するものでございます。

次の(2)の施行期日等でございますが、施行期日は、公布の日から施行するとするものでございます。

また、あわせてこの条例の附則で一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び職業能力開発促進法施行条例の一部を改正しようとするものでございまして、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正につきましては、有害物取扱手当及び職業訓練指導手当の支給対象から、当該センター分を除くものでございます。また、職業能力開発促進法施行条例の一部改正につきましては、短期課程の訓練基準から短期課程の普通職業訓練を除くものでございます。それから、大船渡職業能力開発センターに短期課程を設けている関係で当該規定を除こうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 ただいま経過の説明をお聞きしましたし、審議会の結果もお聞きしましたが、この附帯意見の今後の扱い方について質問させていただきます。

ニーズを踏まえて訓練に関してという今後の検討ということでもありますけれども、既に調査をし、県が主体的に事業としてやるということも出ておりますけれども、震災復興後、いろいろ産業構造も変化してきた場合に、新しい形での職業訓練が求められてきた場合、センターの復活というようなことも含めて、この部分には入っているのか、あわせて示していただきたいと思えます。

○千田労働課長 先ほど地元の方々と協議を重ねてまいったと申し上げましたが、その協議の過程でも、ただいま軽石委員からお話があったようなことについて、質問という形で出されまして、私どもとしては今回は当該センターの廃止という判断をせざるを得ないと考えているわけなのですが、今後の状況変化等を見ながら、気仙地域に限って特定してということではございませんけれども、県下全体の中の学卒者訓練のあり方の中で、新しい訓練技術が見出されるようであれば、気仙地域も含めまして、新たな課程の設置について、当然それは検討していくということになると考えてございます。

○軽石義則委員 ありがとうございます。今企業そのものが人材育成に係る部分については非常に負担が大きくなっていること、そしてそれらについてなかなか手薄になっている状況もありますし、復興後の産業構造がどのようになっていくか、将来を見通して即戦力をつくるという意味でも非常に必要な部分になってくると思えますので、ぜひその点、

しっかりと踏まえて対応していただくことをお願いし、終わります。

○**斉藤信委員** 大船渡職業能力開発センターの廃止が、津波被害が直接の契機になっているということは極めて残念。

それで、具体的にお聞きしたいのは、学卒者訓練として建築科の普通課程、そして短期課程だったのですね。建築科というのは、全国でもなかなか苦勞しているのです。最大の理由は何かという、建設労働者の賃金がぐっと下がってしまったのです。建設労働者全体、若年、若手の建設労働者が急速に減少したのです。これは、全国の問題であり、岩手県の問題でもあるのです。後継者を確保できていないのです。震災復興で、文字どおり住宅建設、これから山場を迎えるというような状況の中で、大工不足、建設労働者不足に直面しています。

そういう意味でいくと、単純に廃止するという前に、岩手県内における建設労働者をどういうふう育成、養成していくかという哲学と計画がなければだめなのだと思います。岩手県内の建設労働者はどうなっているか、どれだけ減ったか、年齢構成、わかりますか。

○**千田労働課長** 建設労働者の数、減少状況、若年者の入職が少ないという状況につきまして、データのものを探そうと思ったのですが、見つけかねました。ただ、全国的な状況といたしまして、建設労働者の高齢化、それから若い方が入ってくるのが少ないというのは確かな傾向だと、幾つかの資料で確認しております。数字の資料ではございません。

○**斉藤信委員** 就業構造基本調査の速報が出ていますから、わかることがあったら言ってください。確かに今まで不況で、建設の労賃が下がってやっていけなくなって希望が減ったのです。原因ははっきりしているのです。今震災の中で復興需要があって、単価がやっと改善されてきた。これから情勢が変わってくるのです。中長期的な計画を持って建設労働者を養成していかななくてはならない時期だと思います。建設関係の建設労働組合なんか、後継者が育たないと危機感を持っているのです。

震災復興で住宅再建を誰が担うのかと。今でさえ平均して8カ月待ちですよ。個別の大工を頼んだら、2年待ち、3年待ちですよ。住宅再建はまだピークを迎えていないのです。ピークを迎えるのは大体2年後です。そういう意味でいくと、短期的な需要ということになるけれども、建設労働者というのは岩手県のライフラインを支えるので、10年、20年という中長期の計画を持って養成しなくてはならない。データが出てこないところを見ると、しっかり議論されていないのではないかと思います。何で入学者数が減ったのかと。そういうところまで立ち入ってやらないと、この問題は解決つかない、その場しのぎの対策になってしまうのではないかと。また、そこに地元の人たちも、いろんな危機感、要望があって附帯決議になったのではないかと思います。実情がわかるか、議論があったか示してください。

○**千田労働課長** 大船渡職業能力開発センターのありようにつきまして、さまざま議論を重ねていく過程で、実際に震災に伴う建築工事の増加で大工が足りないという声はお聞きしました。それから、現場の方々からの声といたしましては、経験者、即戦力が欲しい、

訓練については、訓練に費やす時間も人ももったいない、いつか需要もしぼんでいくので、先々のことを考えると、今人を抱え込むのはなかなか難しいといった声をあわせ聞きます。そういう中で、私ども現在の建設産業の人手不足に対しまして、県におきます学卒者訓練という形での対応というのは、なかなか効果が見込めないのではないかと考えてございます。短期的な視点に立つての取り組みとなりますが、私どもとすれば、現に職を求めている方々、それも建設業での就労経験のある方、あるいは類似した産業での就労経験のある方で現在は離職されているという方に、この業界にいま一度目を向けていただいて、訓練を積んでいただきまして、就業を果たしていただくという離職者訓練に力を入れていきたいと考えてございます。

県では、さまざま離職者向け訓練を実施してございますが、建設関係の訓練といたしましては、平成24年度に、9コースを開設いたしまして、その一部は年度をまたぐ形で現在も実施中でございます。こうした訓練によりまして就職が実現した方が、現段階で把握できた分ということになります。37名いらっしゃいます。それから、同様の訓練を国、岩手労働局や高齢・障害・求職者雇用支援機構、いわゆる岩手ポリテクセンターにおきましてもやっております。こうした機関での訓練も含めると、平成24年度におきましては、約180名ほどの方を建設業界の現場に送り出すことができでございます。県としては、短期的な視点に立つとすれば、こういう訓練に力を入れていきたいと考えてございます。

斉藤委員からお話がありました長期的な視点でどうなのだということになると、当該業界の振興、県土整備部で総合的に考えていると思っておりますけれども、私どもの切り口でございます職業能力開発とか職業訓練の関係で申し上げますと、やはり若年者にもものづくりの魅力を伝えていくという部分で貢献していきたいと考えてございまして、若年技能者の人材育成、技能尊重機能の醸成を検定の実施、表彰、あるいは技能競技大会の開催等々で側面的にやっていきたいと考えてございます。以上でございます。

○**斉藤信委員** 雇用対策は、言わないとだめよ。平成24年の就業構造基本調査の速報というのが東北3県、特別に調査されて、建設業は平成19年6万7,700人から、平成24年6万1,900人。5,800人減っていますよ。5年間ですから、年間1,100人以上減っているのです。だから、入校者が減ったというのと、なぜ減ったのかということは単純にリンクしないのです。やっぱり建設労働者を中長期的に岩手県はどのぐらい必要として、どう養成していくか、そしてその隘路は何なのかということをしかり見て、職業訓練施設の整備というのもやられるべきだと。若干議論はされたようだけれども極めて不十分だと思います。

地元での協議は大体まとまったということですから、これを覆すことにはならないと思うけれども、建設労働者の養成というのを、岩手県にとって緊急の課題であり、中長期的にも重要な、いわば災害地で力を発揮するのは建設労働者なのです。そういうライフラインを支えている産業であり労働者なのです。私は、そういうことを系統的にやっていくという議論を、商工労働観光部としてもしっかりとやっていただきたい。そこは今後きつち

り現状も把握して計画も立てるようにしていただきたい。これは部長にお聞きしたい。

○橋本商工労働観光部長 本県における建築業、あるいは建設業業界におきましては、就業者の高齢化ですとか若年者入職者の減少、多層にわたる下請構造という構造的な問題も抱えているものと考えております。このようなことから、この業界の振興に当たりましては、総合的な対策が必要であるということは委員御指摘のとおりでございます。また、そうした対策の多くにつきましては、建設業をつかさどる部署ともしっかりと連携しながら、私どもといたしましては、所管であります職業能力開発の観点から、若年者にもものづくりの魅力をしっかりと伝える取り組みによりまして、若者のものづくり離れを防ぐ、さらには、若年技能者の人材育成、技能尊重機運の醸成をしっかりと図っていくという考えで、今後とも引き続き建設労働者等の人材の確保に努めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 これで終わりますが、建設労働者の実態分析というのは、こちらの所管であるのか、県土整備部なのか、微妙なところでありますけれども、現状課題を分析して、その上で養成の計画をしっかりと立てていただきたい。

これは要望だけでも、住宅建設はこれからピークを迎えるのです。既にネットワークができていて、地域の住宅産業の協議会の調査によると、住宅のお願いをしてからできるまで平均で8.8カ月ですよ。現実には1年待ち、2年待ちというのが既に出ていて、これは沿岸だけではない。県内全体のネットワークをつくってやらないと、住宅需要には対応できないのではないかと。必要な場合には、全国の大工と岩手の大工が連携するようなネットワークも短期的には必要になってくると思います。そういう形で、いざ住宅ができるときに、お願いしたら2年待ちだなんてなったら、被災者が希望を失ってしまうことは目に見えていますから。そういう県内のネットワーク、全国の建設のネットワーク構築を、部局を越えて知恵を出してやっていただきたい。これは部長にお願いして終わります。

○橋本商工労働観光部長 ただいまの斉藤委員の意見を踏まえまして、県土整備部等ともしっかり連携を図りながら、今後出てまいりますニーズ等に応えるための体制、どういったものがいいのか、そのあり方についてしっかりと検討してまいりたいと思います。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 地元で話がまとまっていますから反対はしませんが、建設労働者の養成、育成というのは中長期的な課題で、現状、課題をしっかりと分析した上で、中長期の計画を持って今後対応すべきだと述べておきたいと思います。

○熊谷泉委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 75 号青年の生活と雇用を守る措置を求める請願を議題といたします。

なお、既に御承知と思いますが、当該請願趣旨の 8 行目については、「正規、非正規を問わず、貸金の引き上げが切実に求められている」との記載については、「貸金」ではなく「賃金」が正しい記載となる旨、正誤表が提示されたところであり、訂正したものを本日配付いたしておりますので、念のため申し上げます。

本請願に対し、当局の参考説明を求めます。

○千田労働課長 受理番号第 75 号青年の生活と雇用を守る措置を求める請願にかかわりまして御説明申し上げます。請願事項 1 の (1) 及び (2) の最低賃金の関係でございますが、本県における地域別最低賃金は、岩手労働局長が最低賃金法に基づき、生活保護に係る施策との整合性に配慮しながら、地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の審議を経て決定しているところでございます。審議会における審議は、中央最低賃金審議会から示される引上額の目安を参考にしながら行われます。この目安は、都道府県の経済実態に応じて A、B、C、D の 4 ランクに分けられており、東京都、神奈川県などは A ランク、岩手県ほか 16 県は D ランクに位置づけられております。

審議会は公益委員、労働者側委員、使用者側委員の各 5 名で構成されておまして、労使の代表は、労働組合または使用者団体に対して候補者の推薦を求め、推薦があった者の中から任命する者とされてございます。現在施行されている本県の地域別最低賃金は、時間額で 653 円、全国平均では 749 円となっております。

最低賃金引き上げのための中小企業支援策でございますが、平成 22 年 1 月に国において検討チームが設置され、最低賃金引き上げに当たっての中小企業支援策のあり方等について検討が行われたところであり、これを受けて最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設、あるいは業務改善助成金の支給等による支援が実施されているところでございます。

次に、請願事項 2 の (1) の人手不足解消のための関係機関への働きかけ及び県としての対策についてであります。県では介護、保育関係につきましては、国への処遇改善に係る要望を、また商工業関係につきましては、産業関係団体に対し、安定的な雇用の確保等について要請活動を行っているところでございます。また、県の事業として、国の交付金等を財源とする事業復興型雇用創出事業や処遇改善のための補助金の交付のほか、人材確保に向けた啓発事業を行っております。

次に、請願事項 2 の (2)、労働時間等の関係でございますが、本年 2 月に公表されまし

た平成24年平均の毎月勤労統計地方調査結果、これは県の数値につきましては速報値、全国の数値については確報値となりますが、これによれば本県の5人以上規模の事業所における総実労働時間は158.7時間となっておりまして、全国平均の147.1時間を11.6時間上回っております。年次有給休暇の取得状況につきましては、昨年11月に公表されました平成24年の就労条件総合調査結果によれば、常用労働者30人以上の民間企業におきまして、平成23年または平成22会計年度の1年間に企業が付与した年次有給休暇日数は、労働者1人平均18.3日であり、このうち労働者が取得した日数は9.0日となっております、取得率は49.3%でございます。なお、都道府県ごとの数値は公表されてございません。

国におきましては、長時間労働の抑制と、年次有給休暇の取得促進のさらなる進展を図るため、平成25年度から新たにハンドブックの作成等を行うとともに、年次有給休暇を取得しやすい時期における取り組みを促進させるための広報を実施するとしております。県もこうした国の取り組みと連携いたしまして、普及啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、請願事項2の(3)の公契約条例の関係でございます。現在当該条例を制定済みの地方公共団体は、野田市、川崎市ほか全部で8自治体となっております。都道府県レベルでは、現在のところ制定済みのところはまだございません。本県におきましては、昨年の9月定例会における請願の採択を受けまして、現在公契約のあり方についての検討を進めているところでございます。具体的には、本年2月、雇用対策・労働室が声かけする形で、庁内の関係部局の関係課で打ち合わせ会を持ったところでございます。また、本年5月には、この第2回目の打ち合わせ会を開催し、論点の整理等を行ったところですが、その際、この打ち合わせ会を研究会に衣がえするということとしまして、公契約のあり方検討チームとの名称で、部局横断的な検討チームを発足させております。先般6月19日には第3回目の打ち合わせ、検討チームとしては2回目となる会合を持ちまして、制定済みの自治体、検討中の自治体、それぞれについての情報を持ち寄りまして、これら自治体への聞き取り調査の実施等について協議を行ったところでございます。

本県における公契約条例についての検討は、当該チームが主体となって進めていくこととされてございまして、このチームの事務局は雇用対策・労働室が担うこととされてございます。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、2点、まずは質問させていただきます。

1点目は、県としては青年という部分の位置づけはどのように捉えておるのか。層の捉え方をどのような形で位置づけているかお示しを願いたいと思っておりますし、労働者全体との比較で、青年層がどのような環境に今あると把握をされているのか、この2点について、まずはお示しを願いたいと思っております。

○寺本雇用対策・労働室長 青年の考え方についてでございますけれども、就業を考える場合に、いわば就職氷河期みたいなことがございまして、そこを考えていく必要があるの

だろうと思います。したがって、その方々、実は年齢構成がどんどん上がってきているわけでございますけれども、通常 35 歳ぐらいまでが青年と言えるのかなと思いますが、幅広に考えていかなければならなくて、例えばジョブカフェですと、40 歳までを対象にするといったような形でございます。本来もっと若い方というのがあるかもしれませんが、そういうところも考慮しながら施策を進めていくべきだと考えております。

青年層につきましては、失業率がほかの層に比べて高くなっておりまして、かつ安定的でない雇用、非正規雇用の率が高くなっていると理解しておりまして、対策が必要と考えております。

○**軽石義則委員** それぞれの機関によって捉え方も違っているようですし、そういう意味では、労働者全体がそういう状況にあるのではないかという考え方もあると思いますが、そうなるかと被災された皆様方の環境、これは年代は特に関係ないと思いますが、就職をしていて職を失った失業されている方々、高齢者においても、65 歳までの雇用延長という状況になってきております。それらの比較をどうしていくのかということも考えられると思いますが、例えば 65 歳までの層の皆さんと青年層の皆さんとの差というのは、具体的に何か捉えているものがあればお示しを願いたいと思います。

○**寺本雇用対策・労働室長** 65 歳と 30 歳という、どれだけの差ということの御質問でございますけれども、我々といたしましてはシルバーの方々に対する対策というのは極めて重要だと思っております。一定程度働いた後のまだまだ働ける方を社会的な存在として、今までの知識等を活用しながら、いろいろな場で活躍していただきたいと考えております。また、青年の方については経験がないということもございますので、職業能力開発の観点から取り組みを進めていきたいと、率直に言って、直接には答えていないかもしれませんが、施策ごとに対応を考えているというのが現状ということでございます。

○**軽石義則委員** はっきりとしたものが捉えづらいというような状況にもあると思いますけれども、一つは絶対的に、数字的には有効求人倍率の数字は出ているけれども、岩手県の労働環境は、内容についてはかなり厳しい状況にあるということではないかと捉えております。

また、青年層の皆さん、母子家庭、父子家庭の状況もかなり厳しいとお聞きしているわけですが、それらの状況については把握をされているのでしょうか。賃金のレベル。わからなければ、後でいいです。

○**寺本雇用対策・労働室長** 後ほどまた、私のほうから。

○**小西和子委員** 最低賃金、653 円ということでございますけれども、全国から見ると、下から何番目でしょうか。まずこれが 1 点目。

それから、総労働時間が 158.7 時間というこれは、多いほうから数えて何番目でしょうか。10 代、20 代、30 代と分けての正社員は全体のどのぐらいの割合かということと、もしおわかりであれば月収はどのくらいかということをお聞きしたいと思います。

○**千田労働課長** 大変申しわけございませんが、今手元には最低賃金が下から何番目か、

労働時間は上から何番目かという全国データを持ち合わせておりませんので、確認させていただきたいと思います。

○寺本雇用対策・労働室長 正規職員の割合についてでございますけれども、平成 24 年度の就業構造基本調査について申し上げますと、61.5%が正規の職員という形になっております。年齢別には、まだ詳しいデータが出ておりませんが、正規の職員については、そういう水準にあると思います。昨年、前回は平成 19 年度の 66.4%という形になっておりますので、正規の割合は下がっている状況です。

正規の職員と非正規職員の月収についての差は、まだ統計的に出ておりませんので、数値を整理しておりません。なお、平成 19 年度の数値でいいますと、年間で、正規の方が 362 万円、パートの方が 110 万円、アルバイトの方が 108 万円、派遣の方が 167 万円、契約社員が 205 万円という形で、正規と非正規は若干所得が違うということは把握してございます。

○小西和子委員 ただいまの御答弁によりますと、年代別というのは把握していないということの捉えでよろしいですね。私が記憶しているところによると、最低賃金は最下位だったと記憶していましたので、確かめたかったのです。総労働時間は、長崎県に次いで多いほうから 2 番目だったのではないかと記憶しておりますけれども、おわかりだったら後で教えてください。

そういうふうには長時間働き、収入は少ないというのが岩手県の労働実態かなと思います。その中でも若年層の正社員の割合も少ないのではないかと、それを確かめたかったのですが、その数字が出てこないということでございます。ということは、月収も少ないということですので、ぜひ岩手県の未来を託す青年層にてこ入れ政策をすべきと考えております。ここ数年間の傾向について、若年層の働き方の傾向について、おわかりであればお伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 若年層としての働き方の傾向というのは整理しておりません。

○千田労働課長 最低賃金のランクですが、正確ではございませんけれども、岩手県よりも額の低い都道府県はございます。ということになりますと、下から 3 番目となっております。

○斉藤信委員 大変時宜に適した請願だと思います。青年の雇用、生活の問題というのは、ある意味でいけば矛盾の集中点になっていると思います。项目的にお聞きしたいのだけれども、地域別最低賃金の引き上げというのは、今までも県議会で採択されてきた経過があって、言われたように 653 円ですからね。この賃金では生活できません。自立できません。そういう意味で、最低賃金というのは、青年の被害が一番大きいのだと思います。青年を含めて最賃の引き上げというのは切実に共通な要求になっているのではないかと。

(2) の最低賃金の引き上げのための、中小企業支援策の抜本的強化、政策的にはここが鍵なのだと思います。諸外国の動向はわかっているのでしょうか。アメリカは、中小企業

に対する抜本的支援をやって最賃を上げたのです。そうしたら景気が回復したと、中小企業が助かったと。EUはそれ以上の中小企業支援策をやって、時給1,000円以上です。それなりの中小企業支援策をやって、労働賃金が上がることが地域の経済、景気を活性化させる力になっているということで、欧米の動向を把握しているか、これが一つ。

もう一つは、先ほどの説明の中で、政府も検討チームをつくって中小企業支援策を検討しているという話がありました。検討の中身、中間報告なりなんなりが出ているのか。どうことが検討されているのか、わかったら、その中身を示していただきたい。とりあえず、この2点。

○千田労働課長 御質問にありました後段の部分の中小企業への支援につきまして、国で検討した結果の報告書が出ているかということなのでございますが、検討のアウトプットは施策として出てございまして、先ほど申し上げました中小企業の相談支援事業でありますとか、業務改善助成金の支給ということになってございます。省庁とすれば、厚生労働省と経済産業省の2省で検討して、この施策を打ち出したと考えてございます。

他国の最低賃金の状況でございますけれども、手元でございますのは、平成23年の数字でございますが、フランスでは1,015円、アメリカでは586円、カナダでは742円以上、イギリス658円という金額になってございます。委員のお話にありましてとおり、こうした最低賃金とあわせて、さまざま中小企業に対する支援措置も並行して講じて、賞与の補完という報道を読んだことがございます。それから、アメリカにつきましては、日本のようにばらばらということではなくて、連邦最低賃金という格好で国として一律になっているということもお聞きしたことがございます。

○斉藤信委員 政府の検討結果がその程度だということに、日本の中小企業対策の貧困さを感じるのですね。中小企業対策の予算が全国で2,000億円いかないのですよ。全国の事業者の99%を占めるといわれている。全国の労働者の7割、岩手だったら8割以上でしょう、9割近いのではないのでしょうか。いわば全国の労働者、地域経済を支えているのは中小企業なのです。先月経済3団体によって、中小企業憲章が閣議決定されて3周年ということで集まりがあって、私たちも御案内されて行きましたけれども、そこでも中小企業は日本経済の根幹だと位置づけられているけれども、予算が全然伴っていない。アメリカは、中小企業の支援策をやって、853億円ぐらいまで引き上げているのです。引き上げたことによって景気がよくなった。これがアメリカの教訓です。EUは、先ほどフランスが紹介されたように、ほとんど1,000円を超えていて、アメリカ以上の支援策を当然のようにやっている。いわば中小企業支援というのが最低賃金を引き上げる上での前提条件なのです。それは世界の常識。自民党にも、ここは誤解されないように御理解をいただきたいけれども、この項目に、こういう形で提起されたのはそう趣旨だと。それはセットだということで、ぜひ国に中小企業支援策の抜本的強化を強く求めていく必要があると思います。

次に移りますが、雇用の確保、非正規雇用の正規化、待遇の改善の問題で、先ほどの説

明では岩手県の実態も示されました。就業構造基本調査の速報で、岩手県の非正規雇用は37.5%です。5年前は33.5%だったのです。労働者は54万3,900人から51万4,400人に減った。減った中で、正規労働者は36万1,100人から32万1,400人に、66.4%から62.5%に減った。ところが非正規労働者は18万2,400人から19万3,000人に、33.5%から37.5%に、非正規労働者はこの5年間で4%ふえたのです。労働者全体は減ったのだけれども、非正規労働者はふえた、率も大幅にふえた。全国的統計で、非正規労働者の率が、青年の場合は5割を超えているのです。だから、働いても自立ができない、低賃金に置かれている状況が、青年の深刻な実態ではないのかと。

先ほども議案のところでも議論になりましたけれども、安定した雇用を行政の支援で強めていく必要があるのではないかと。特に、保育士が不足なのですが、保育士の免許を持っている人はたくさんいるのです。余りにも低賃金、臨時採用が5割を超える。こういう中で保育士になれない。保育士が足りないから、待機児童があっても子供を預けられないという事態になっているのです。待遇改善をして保育士をふやせば、労働者にとっても、子供を持つ家庭にとっても改善されるのではないかと。

介護労働というのも、皆さん御承知のように、離職率が14%とか18%とか言われ、ふえている職種ですけれども、待遇が悪いために、一家を支えていけないから、男性が寿退社でやめるのです。待遇改善というのをやっておかないと、人の面倒をみる専門的な力量が問われる職種で、仕事にふさわしい待遇を改善していく必要があるのではないかと。

山形県が大変いい施策をしたのです。正規雇用をふやしたら、1人20万円補助しますというので、特に介護分野でこの活用が進んでいるというのが、先日NHKのニュースで紹介されていました。行政が正規雇用化を進めるという点で一步踏み出した、恐らく全国で初めての施策ではないかと思いますが、この正規雇用化を私は行政も打ち出してほしい、関係機関にも働きかけるとことが必要ではないのか。当局の受けとめをお聞きしたいと思います。

さっきの長時間労働、年間でいうと1,904時間です、先ほどの月の時間数は。政府は大体1,800時間を目標にしているのです。平均して100時間。実は30代、40代というのは一番労働時間が長いのです。子育てする時期の家庭が月40時間とか50時間になっているのです。青年層の状況を改善すれば雇用をふやせる。知恵を出して対策を進めていく必要があるのではないかと。県行政としては、こうした実態をどう把握し、この間どういう取り組みをしてきたのかお聞きしたいと思います。

○寺本雇用対策・労働室長 安定的な雇用の確保、正規雇用の拡大についての御質問でございます。

まず、今回の特徴としましては、今御紹介のありました非正規労働者がふえているということでございますけれども、確かにふえておまして、中身を見ますと、労働者派遣、派遣社員自身も9,000人から7,000人と減っています。反対にふえているのは何かといいますと、いわゆる契約社員が2万5,700人から3万7,100人にふえています。つまり派遣

の方も、正規も派遣も減って、その中間的なところに来たというのが今回の岩手県の特徴なのかなと思っております。確かに派遣よりも契約社員のほうが安定しているし、それよりも明らかなのは、期限を定めない雇用でありますとか、正規の雇用というのが必要だということでございます。正規雇用をふやすために、毎年県と労働局、盛岡市、あるいは他の市町村とも共同しまして、各経営団体に陳情、要望等をして、安定的な雇用についても要望をしているところでございます。今年度も実施したところでございます。

また、先ほど御紹介いただきました山形県の件でございますけれども、国におきましては有期契約、有期社員になりまして、3年間未満の方については国がキャリア教育、キャリアアップ助成という形で助成する制度をつくっております、山形県は3年を超えて5年のところ、5年になると無期になりますから、その穴を埋めるという形でやったと聞いております。県としましては、動向等を注視してまいりたいなと思っております。

現実につくっておりますのは、事業復興型補助金をできる限り安定的な雇用に結びつける形で考えております。また、反対に若年者そのものにつきましては、能力開発等が必要だということもありますので、橋渡し訓練とか、PR訓練とかいった形で助成していくという両方の対応が必要だと思っております。特に、有効求人倍率が1近くになってきて、雇用の質を上げていくというのが課題だと思っておりますので、そういった取り組みを進めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 最後の3項目めの公契約条例の早期制定は早期にやってほしいのです。先ほどの説明を聞くと、第2回の打ち合せをやった、あり方検討チームをつくった、内部での検討にとどまっているのね。当事者がいるわけだから、ワーキンググループとか懇談会とかをやって、公契約にかかわる人たちの意見、要望を聞きながら進めるということが必要だと思います。県議会で請願が採択され、岩手県が県レベルで条例を制定すれば全国初になるのです。そこに意気込みを持ってやってほしいのです。

先ほど建設労働者の話をしましたけれども、公共事業を受けても、4次、5次になると生活費が下がるような賃金になってしまうと。公契約条例で末端まで、賃金を保障しなさいというのが公契約条例の核心中の核心なのです。やれば下請労働者の賃金が最小限保障されていく。全国最初にやるので何かしり込みするということではなくて、全国最初で、全国に先駆けた立派な条例をぜひつくっていく意気込み、その際ぜひ関係団体とか関係者等との意見交換、ワーキンググループを一緒になってつくっていく。そういうことをやっていく必要があるのではないかと。大体少なくとも1年ぐらいをめどにつくり上げていくことが必要だと思いますけれども、それはいかがですか。

○千田労働課長 公契約条例の制定につきましては、これまでも県内の労働団体等の方々から何回か要請されているところでございますが、具体的な制度設計に当たりまして、労働団体の方、それから使用者団体の方、さまざまな立場の方から御意見をしっかりと聞かなければならないものと考えてございます。先ほどは庁内の系統組織のお話をさせていただきましたが、労使の関係団体の皆様からも意見聴取は必要と考えてございます。どのよう

な形でやったらよろしいのか考えたいと思います。

○齊藤信委員 どういうスケジュールで考えているの。

○千田労働課長 公契約条例の制定施行は、一定程度社会的な影響があるものと見込んでございまして、県の一方的な考え方で取り進めるというよりは、先ほど申し上げましたとおり、労働団体の方々、使用者団体の方々、さまざまな立場の方から十分に御意見を伺いながら進めていくことが大切かと考えてございます。御意見を伺う中で、条例の制定時期につきましても決定していきたいと考えてございます。

○齊藤信委員 公契約条例というのは、ILO条約にちゃんと規定された国際的レベル、水準なのです。日本になかったということが余りにもおこなれているという話です。日本全体がおこなれているから、県議会の請願採択が画期的だったのだけれども、決して途方もないことをやろうというのではなくて、当たり前のことをやるということで、部長、公契約条例は意気込みが大事だと思うのです。全国に先駆けて立派なもの、行政だけではない、各関係者、団体の英知も協力も得ながらやっていくということで、意気込みだけお聞きしたい。

○橋本商工労働観光部長 公契約条例の今後の考え方でございますけれども、公契約条例につきましても、公の契約、あるいは民間の契約である等を問わず、契約の履行に当たりましては、労働者の方々の賃金等の労働条件が適正な水準に確保されるということが重要なことと認識しているところでございますので、公契約条例につきましても、適正な賃金水準の確保に向けた方策の一つと考えているところでございます。

議会での請願採択を受けまして、現在課長から答弁したとおり、条例制定に向けた検討を鋭意進めてございます。ただ、検討整理されるべき課題は多々あるようでございますので、条例制定化に当たりましては十分な調査、研究から慎重に進めてまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 そういうことで、ぜひ採択していただきたい。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「継続」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○千田労働課長 午前中の請願審査にかかわりまして、御説明が不十分だったところ、それから御説明できなかった部分、改めて御説明申し上げます。

まず、最低賃金でございますが、岩手は下から何番目かという御質問がございましたが、最低賃金額が一番低いのが島根県、高知県の 652 円、その次に低いのが岩手県を含めます 8 団体であります。653 円という状況になってございます。

それから、労働時間が多いのは、岩手県は上から何番目かという御質問がございましたが、請願にかかわりまして参考説明した際、毎月の統計調査の数字を御説明申し上げましたが、速報値で全国の数値が一覧できませんので、別の統計調査の数字となりますけれども、平成 24 年賃金構造基本統計調査によりますと、月間の労働時間、岩手は 170 時間となっております。全国で岩手県、佐賀県、大分県の 3 団体が 170 時間で一番多いという状況になってございます。参考までに、その次は 169 時間の 7 団体と続いております。

それから、母子世帯、父子世帯の収入の状況についての御質問がございましたが、平成 23 年度全国母子世帯等調査結果という調査物が出てございまして、平成 23 年 11 月 1 日現在母子世帯の世帯としての総収入は 291 万円、うちその母子世帯の母が就労して得られた収入は 181 万円となっております。父子世帯につきましては、世帯としての収入が 455 万円。このうち父の就労による収入が 360 万円となっております。都道府県別のデータは発表されてございません。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 私からは答弁できなかった項目について、2 件補足いたします。

最初に、年齢別、正規、非正規労働者の割合でございまして、平成 24 年就業構造基本調査のデータでございまして、年齢階層別、5 歳階層別に申しますと、20 歳から 24 歳は 58.7%、25 歳から 29 歳は 64.8%、その上が 66.7%、35 歳から 39 歳になりますと 70.2%という 70%台になりまして、45 歳以上の階層は、また 65%台に落ち、60 歳以上は 38%で、あとは順次年齢が上がるごとに 25%前後まで正規労働者の割合が落ちるといった状況でございまして、なお、正規、非正規労働者の月収につきましては、先ほど室長から答弁いたしましたとおり、平成 24 年度調査については、詳細なデータが公表されてございません。

もう一つ、若年層の働き方の様子という御質問がございましたけれども、働き方の傾向というよりは、若年層の労働に関する課題と申し上げたほうがよろしいかと思っておりますけれども、まず一つは若年者の失業率が高いということ。本県の場合、平成 22 年国勢調査結果によるデータでございまして、全年齢の完全失業率 7.1%に対し、15 歳から 19 歳は 18.3%、20 歳から 24 歳が 11.9%と、若年層の失業率が高いということが第 1 点。第 2 点として、

早期離職が多いということが課題として挙げられております。平成23年3月卒業者の1年目離職率、1年経過時点で離職していた状況は、大学卒業者が全国平均14.3%に対して、岩手労働局による本県のデータは23.7%。高校卒業生は全国平均20.8%に対し、本県22.6%と全国平均より高くなっているという状況でございます。それに対する課題としてはいろいろあるわけでございますけれども、まずは高校生に対する在学中の就職指導としては、就業支援員等が高校を訪問して就職相談に応じて、できるだけ親身な相談に対応するということをしております。そのほかに、卒業後はそういったカウンセリングをジョブカフェが引き継いで対応するということでありますとか、企業に対する採用者への人材育成、あるいは新入社員に対する定着支援のセミナー等を開催するなどして、できるだけ定着の向上に向けた取り組みをしていくという状況でございます。

○熊谷泉委員長 この際、執行部から山田町の緊急雇用創出事業について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 お手元にお配りしております資料に基づきまして、山田町の緊急雇用創出事業について御説明申し上げます。

まず、ローマ数字Iの平成23年度補助金交付契約の変更の経緯についてでございます。県と山田町の補助金交付契約の変更の経緯でございます。これは、4月のこの常任委員会におきまして、県と山田町が緊急雇用創出事業補助金交付契約を変更するより前に、山田町とNPO法人が補助金の対象である事業、今復興支援事業と言わせていただきますが、その委託変更契約を締結したことについて、順番が逆ではないかという御質問を受けておりまして、その回答を保留しておりましたので、経緯について確認結果を説明するものでございます。

資料、ローマ数字Iの2、確認結果をごらんいただきたいと思います。平成23年12月に宮古地域振興センターから山田町に対し、これは管内全市町村に対してですが、年度末に向けた予算所要額を確認するために補助金の執行見込みについて照会し、平成24年1月10日、山田町からは平成23年度実施の30事業、全ての見込み額について回答を受けております。その中には、復興支援事業についても1億7,000万円増額見込みという内容で回答を受けておりまして、この件については補助金の交付変更契約、あるいは事業計画書の変更計画書の提出が必要かという質問もございましたが、その回答については確認できておりません。

その後の(2)でございますが、山田町とNPO法人の委託変更契約、そして(4)の県と山田町の補助金交付変更契約については既に報告済みのおりでございますが、今回(3)に記載しております山田町から県への変更申請書類の送付があったことについて確認いたしましたので、その点について御説明申し上げます。

この(3)、町から県への変更申請書類の送付についてですが、平成24年2月7日に復興支援事業の変更に係る事業変更申請書類が町担当者から宮古地域振興センター担当者宛てにメールで送付されておりました。文書の日付は平成24年1月24日付となっております。

した。平成24年2月7日という日付はメールの日付で確認したものでございます。この変更申請に対し、宮古地域振興センターの担当者からは、今回1件だけの変更であり、年度末には執行額が確定した時点で、この復興支援事業だけでなく他の事業も含めて変更契約が必要になること。また、増額に係る県予算は確保しているということから、今回の変更申請書類の提出は不要であると電話連絡をしておりました。これは、山田町の保存文書にそのようなメモが残っておりました。

このような経緯で、平成24年2月7日時点で宮古地域振興センターは補助金交付の契約変更をいたしませんでした。なお、宮古地域振興センターは、山田町が復興支援事業を増額予定であることは把握していたものの、いつの時点でこの変更契約を結んだかという事実については承知しておりませんでした。その後、山田町は年度末の平成24年3月13日に、他の事業とともに、再度、変更申請を宮古地域振興センターに提出し、同センターはその内容を審査して、変更計画を適当と認め、平成24年3月15日の補助金交付変更契約の締結に至ったものでございます。県と山田町との補助金交付契約の変更の経緯についての説明は以上となります。

次に、裏面でございますけれども、この山田町の緊急雇用創出事業に関連する主な動きについて、既に報道されている内容も含めて改めて御報告いたします。

まず、平成24年度補助金の精算についてでございます。平成24年度に山田町に交付する補助金の全体額は、最終的に6億1,253万5,990円となり、前払金7億1,507万6,000円でございますが、その差額につきましては、5月の出納整理期間中に全額返還され、その精算を完了したところでございます。

次に、平成23年度補助金の再精査についてでございますが、現在山田町に保管されていた証拠書類の提示を求め、その内容について宮古地域振興センターにおいて、平成25年6月10日から内容の確認作業に着手しており、現在その作業は継続中でございます。

三つ目、NPO法人大雪りばぁねっと。の破産についてでございます。NPO法人大雪りばぁねっと。は、代理人を通じ、平成25年5月10日に東京地裁に破産手続開始の申し立てを行い、平成25年5月15日に破産手続開始決定がされたところでございます。山田町の債権の届け出額は約5億500万円と聞いております。なお、県の債権はございません。

最後に、山田町は平成25年5月22日、NPO法人大雪りばぁねっと。の岡田代表理事を被告とする損害賠償請求の訴えを提起したと聞いております。請求額は、平成24年度事業のうち補助対象外となった額と同じ5億199万円余。初公判は平成25年7月19日と聞いております。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○小西和子委員 これにかかわらない、この際のほうなのですけれども、労働局の調査によりますと、ハラスメントがふえているということの報告がありました。女性に関しては妊娠による解雇等もあると聞いておりますが、その実態について伺いたいと思います。

○千田労働課長 実際のセクハラ、あるいはそういう類いのことで解雇になった件数は県

では把握してございませんが、そういう例はあると聞いてございます。

○寺本雇用対策・労働室長 平成 25 年 5 月 31 日に発表されました労働局の個別の労働紛争を解決する関係の相談の内容についてでございますけれども、相談内容がふえておりますのは、いじめ、嫌がらせの関係です。この中に、ハラスメント系のものが含まれているのだと思いますが、923 件の 18.4%ということですので。2 番目に解雇の関係で 634 件とありますが、今はパワハラ、セクハラという職場内でのいじめの問題というのは、重要なものと理解しています。

○小西和子委員 ありがとうございます。女性の育休取得率も減っているという報道もございましたので、少子化対策といいながら、女性が安心して働ける労働環境にはまだまだだっていないところが多いということのあらわれだと思っておりますので、力を入れていただきたいと思います。御所見があったら、お伺いして終わります。

○橋本商工労働観光部長 女性の就労実態等については、今後とも引き続き労働局とともに連携をしながら、状況を把握しながら適切に対応し、いやしくもさまざまなハラスメント的なことが発生しないように、県といたしましても十分連携し、防止に努めてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 山田町の緊急雇用創出事業について報告がありましたので、それにかかわってお聞きをしたいと思っております。確認結果で、平成 24 年 1 月 10 日に、山田町が県に執行見込み額について回答したと。山田町は災害復興支援事業 1 億 7,000 万円増額に伴う補助金交付変更契約、事業変更計画書の提出の要否について質問があったと。これは異常なことなのです。年度が終わるというときに、平成 24 年 1 月 10 日に、これから 1 億 7,000 万円増額するなんということ、普通あり得ないのです、事業が終わるときに。こんな問い合わせがあったら、おかしいと思ってやらなければだめなのですよ。それに対する対応が県は全くでたらめだ。

増額されたのは、最終的には 1 億 6,909 万円で、2 億 6,150 万円から 4 億 3,005 万円になったのです。だから、1 億 7,000 万円弱の増額というのは大変な規模だったわけです。普通の事業では考えられないでしょう。1 月になってからこれだけの増額をするということは。この問題は、本庁はいつ把握したのですか。年を越えたときに 1 億 7,000 万円も増額するなんていうことはおかしいと思いませんか。1 月は整理の時期ですよ。そう思いませんか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 私どものほうで金額変更について把握しましたのは、昨年の 10 月以降であったと記憶しております。平成 24 年 11 月末に、私どもと宮古地域振興センターと一緒に平成 24 年度の事業の状況について、再度山田町に照会調査をしておりますけれども、その直前ぐらいに関係書類を整理していて、変更について把握したものでございます。

○斉藤信委員 だったらますますでたらめなのです。平成 23 年度事業は完了検査をしているのです。2 億 6,000 万円ではなくて、4 億 3,000 万円の事業で完了検査をしているの

です。その増額がわからなかったというばかな話はないでしょう。本庁は、これを全く見過ごしたと。信じがたい話ですよ。本当なのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 事業の執行につきましては、補助の採択から契約の完了確認、補助金の支払いまで含めて広域振興局長に委任している事項でございまして、その途中段階でのこの変更契約の状況までは把握していないというのが実情でございます。なお、当然私どものところで予算の全体額の整理、あるいは事業内容についての国への報告等はしておりますので、一覧表の形で、たしか記憶では平成24年度、毎年度市町村事業は約800ございますが、それらの一覧表を書きかえ、数字が動いたたびに修正する作業はしておりますので、その時点で数字が動いたということは把握できなくはないですけれども、何せ先ほど申しましたとおり、1,000件近い事業を短期間に作業しておりますので、1件1件の事情について精査はできないという状況でございます。

○斉藤信委員 はっきり聞くけれども、平成24年1月の補助金変更契約、チェックの責任者はどなたですか。沿岸広域振興局長ですか、本庁の課長ですか。はっきり教えてください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 権限の委任は、広域振興局長となっており、宮古につきましては副局長がその業務を専決できる事項として認められております。

○斉藤信委員 そうすると、これを見逃したのは手続的に沿岸広域振興局の宮古市駐在の副局長の責任ということになりますね。私は極めて重大だと思うのです。大体普通の変更ではないのです。この場で何回もこの問題を取り上げてきた。平成23年11月から平成24年1月にかけての変更は、不足分の変更だったと。これは山田町でもそういう認識ですよ。大体平成24年1月に1億6,900万円不足するなんということはある得ないのだから。使い切って、つじつまが合わなくなって1億6,900万円の補正をしているのです。実際はそれでも足りなかったのです。それでも未払いが残ったのです。平成23年度事業を精査していると思うけれども、1億6,900万円の補正をやっても、平成23年度分については支払いが残った、賃金も残った、電気代も残った。その完了検査も見過ごした。これも権限上は副局長だということなのですね。

本庁は、去年の10月にこういう変更があったということ把握したと言いましたね。大体1月の半ば過ぎに年間の事業でこんな1億6,900万円の変更契約なんてあり得ると思いますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 少なくとも山田町がNPO法人と委託変更契約をするに当たりましては、山田町議会でこの事業費の増額が補正予算として認められております。最低限、そこで審査がなされたものと考えております。

○斉藤信委員 そんなことは責任回避です。山田町でまともな審査していなかったらどうなるのですか。していなかったではないですか。大体平成23年度をちゃんとチェックしないから、平成24年度に5億円を超えるような不正支出をつくってしまったのでしょうか。その原因は平成23年度にあったということなのですか。平成23年度も驚くべきずさんな、は

つきり見えるようなごまかしがされていたのですよ。1年間の委託事業で1月に入ってから1億6,000万円増額なんてあり得ますか。それからどうやって雇用をふやすのですか。そんなことはあり得ないです。使い切ったお金の不足払いなのです、補填なのです。今だったら、それがはっきりされていると思うけれども。課長、責任回避だよ。大体1年間の委託事業で、年を越えた1月に増額補正というのは、県の目から見てあり得ると思いますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 実際そういう補正をしたわけでございますけれども、確かに事業期間から案分した場合がありますとか、この補正時に雇用人数自体は増員していないということ、よくよく注意して見れば気づくこともできたのかなという気はいたします。

○斉藤信委員 私から見たって異常に思うのだから、あなた方行政のプロが見ておかしいと思わなかったら、これは節穴だよ。前に指摘したように、きちんとした手続をとらないで山田町が委託契約を結んでから、県との関係で変更契約になると。二重三重にでたらめなのです。

さっきの報告で異常だと思ったのは、(3)のところ、日付不詳と書いて、最終的に執行額が確定した際に変更契約すること、変更事業が1件であること、県予算を確保したことにより今回の事業変更計画書の提出は不要と。2億6,000万円の事業を1億6,900万円も補正したのですよ。こんな時期にとんでもない計画変更をしているのですよ。ちょっとではないのですよ。県予算を確保したというのはどういうことなのか、提出は不要だと言ったのはなぜなのか、そんなことがあり得るのか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず最初の県予算は確保したという表現でございますけれども、例えば宮古地域振興センターだけでも、その中に宮古市、山田町、田野畑村、岩泉町、四つの市町村を抱えて全体幾らという事業費を持ってやっておりますので、当然各市町村過不足が出てまいりますから、全体の中で今回山田町が必要とする増額分の予算は確保できるという趣旨でございます。

二つ目の、なぜこれを不要と指示したかという点でございますけれども、詳細については、聞き取りの中では当初の記憶がないということではありましたけれども、連絡が来た時期から年度末まで一月と間がないこと、間がないというか、通常年度末には毎年度必ずそういった事業変更の手続をしておりますので、そういう意味で、仮に今やった場合、またすぐ1カ月後には通常の手続、例年行っている手続としての時期が来るということがありますし、山田町のほかの委託事業が減額でありまして、山田町との契約で見ますと、今回増額しても、3月の1カ月後には減額変更という格好で、大きく二度三度と数字が動くということから、本来であれば事業費が増額になるということで、この時点で変更すべきところを、年度末の処理と混同、勘違いしたものではないかと推測をしております。

○斉藤信委員 私も勘違いだと思うけれども、勘違いしてはならないものだった。いわば最終的な事業費の整理ではないのですよ。2億6,000万円、1億6,900万円増額したら60%

増なのです、事業費が1.6倍なのです。事業の中身が完全に变质しているのです、変わっているのです。ましてや、もう事業が終わるときですから、本当はあり得ないことなのです。勘違いしてはならない事業費の増額だった。県庁内部のチェックが余りにもお粗末なのではないか。震災時の本当に激務ということは考慮しますけれども、今回の山田町のNPO法人問題がこれだけ大きな問題になったというのは、第一義的にNPO法人の乱脈な経理だし、それを許した山田町の責任というのは極めて重大だと思うけれども、しかしチェックすべき県が、まともなチェック機能を果たせなかった。これが残念ながら、こうした横暴を許したもう一つの看過できない問題です。

副知事にも一度申し入れをしたけれども、担当課だけではなくて、部局横断でこれを検証すべきだと思います。権限は副局長だったと言うのだったら、本庁ばかりを責められないと思うけれども、それぞれの権限に応じて、どこで間違ったのか、何が問題だったのか、県自身が検証しなかったら、悪かったのは山田町となりませんよ。山田町の第三者委員会の報告でもそう言っているのです。県のチェックが余りにもひどかったというのは、山田町第三者委員会の報告です。部長、今まで何度か報告するたびに質問してきたけれども、報告されればされるほど疑問か課題が出てくる。自分のところだけではなくて、きちんとした他部局の目も含めて検証すべきではないですか、いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 本日御報告申し上げますとおりでございまして、現時点における状況についてはそのとおりでございますが、これまでも事務処理の権限を委任され、実行した宮古地域振興センターに対しまして、本庁による事実確認をしっかりと行うことで調査検証という形で確認をしてきているわけでございますので、今後とも事実関係はどうであったのか、どこに問題があったのかという部分をしっかりと把握をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 沿岸広域振興局の副局長がその責任者だったということになれば、これ政策地域部がかかわるのです。商工労働観光部の雇用対策ルートだけではなくて、広域振興局がかかわるのだから、かかわるところの部局、そしていつもなら総務部も入って、森のトレーのときにも検証をしっかりとやりましたけれども、そういうふうにやらないと、この問題はさっぱり解明されない。そのことは指摘をしておきます。

それで、平成23年度の再精査、平成25年6月10日から確認作業に着手されたとなっております。資料は平成25年5月31日に提出を要請しているということですから、めどはどうなのですか。これを早く明らかにすべきだと思いますが、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 作業については、できる限り早急に結論を出したいと考えているところでございますけれども、事業の内容、現在の状況を見ますと、書類については残っているものを現在再精査しているわけでございますけれども、いかんせん事業を実行した団体からの確認というのは事実上不可能でございます。全て書類の中で確認を進める以外に方法がないということもございまして、その辺は山田町との共通認識を持てるように、お互いその判断について慎重に作業を進めているという状況でございますので、

いましばらくその時間をいただきたいと思います。

○**斉藤信委員** しばらくというのは、1カ月以内のものなのか、2カ月、3カ月、9月の決算議会までかかるのか、その大まかな見通しをつけてください。こういうのは早く決着つけて、前向きな仕事に当たらないとだめです、いかがですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 住民に対する説明の機会とすれば議会の場ということになりますので、できることであれば、9月の議会には何とかと考えて作業をしておりますけれども、いずれ、そういう目標を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○**福井せいじ委員** 2点、お尋ねします。

一つは、先ほど斉藤委員からも中小企業の振興についてお話がありましたが、中小企業憲章が制定された後、各地で中小企業振興条例の制定に対する取り組みがなされていますが、岩手県における中小企業振興条例についての取り組み状況、もしあれば、お答えいただきたいことが一つであります。

それから、もう一つは、ハローワークの地方自治体への求人情報の提供ということが発表されましたが、この件に関して、県の今後の取り組み、どのようなサービスが提供され得るか、あるいは市町村との連携について、今後どのような形の取り組みがなされ得るかをお尋ねします。

○**山村経営支援課総括課長** 中小企業の振興条例につきましてでございます。本県における中小企業の数ですが、全体の99.8%、常用雇用者数でいいますと85.7%を占めております。ほとんどの企業が中小企業という分類でございます。中小企業振興条例につきましては、各県で定められております。内容もいろいろなタイプがあるようでございまして、基本理念のようなものを簡潔に定めたもの、施策を体系的に盛り込んで実施計画を定めるようなもの、あるいは特定の分野の振興をテーマにしたようなものなどがあるようでございます。また、その策定の過程と申しますか、検討の進め方も各県によっていろいろな進め方もあるようでございまして、現在は他県の状況を確認したり、県内で条例の推進に取り組んでおられる団体等のイベントに参加させていただいております。それだけではなくて、日常的に意見交換とか情報交換をさせていただいておりますが、そういったことを通じまして、条例のあり方とか検討の進め方などを検討しているところでございます。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** ハローワークにおける求人情報の地方自治体への提供についてでございますけれども、本県におきましても、平成24年度から国と県の一体的実施という形で、盛岡市については菜園にある菜園ビルの中で県が運営委託しているジョブカフェと、盛岡ハローワークのサテライトと言ったらいいのでしょうか、あそこのビルの中に入っておりますが、そことの連携でありますとか、あとは奥州市において、ハローワーク水沢がメイプルの下にハローワーク窓口を設けて、県の職業相談と一緒に取り組んでいる状況もございまして。

その中で、今回求人情報の提供ということが出てまいりましたけれども、例えば現在地方自治体は無料職業紹介ができることとなっておりますので、県や市町村が直接職業紹介

をすとなれば、求人情報を活用して、直接職業紹介をすることもあろうかと思ひます。そういう選択肢のほかに、県、市町村とハローワークがうまく連携して取り組む職業紹介、求職者に対する職業あっせんをスムーズに、極力ワンストップに近い形で提供できる取り組み方などがあろうかと思ひます。そうした中で、求人情報を県がいただいて、さまざまな施策を考える上での材料として、みずから加工したり、集計をしながら、検討の素材として活用していく方法が一つあると思ひます。

もう一つは、現在地方分権の中で、地方自治体、特に市町村からの意見で多いのは、生活保護対策、いわゆる困窮者対策で、さまざまな相談をやっていく中で一緒に職業紹介までできれば、なおワンストップとしていいであるとか、地理的な立地の関係で市町村にあると住民により便利であるとか、そういった活用方策は意見として出されておりますが、県内の市町村においては、福祉部門では連携ということで取り組んでいる話は聞いておりますけれども、具体的にそういった情報をオンラインでつないでというところまでの話はまだ聞いておりません。

○福井せいじ委員 まず、ハローワークの情報提供の連携についてなのですが、今課長がおっしゃったとおり、生活保護対策、つまり今までハローワークは求人情報、求職情報しか出せなかったと。それに対して、自治体では求職をしている人のキャラクターによってさまざまなフォローができると思うのですね。例えば、生活保護者というのが出ましたし、あるいは、これが可能かどうかわからないのですが、新卒高校生や離職者に対して、さっき若い30代とか青年とかありましたけれども、年代別の提供の仕方とか、さまざまな加工によって今後マッチングを促進することが考え得ると思ひます。さまざまな分野、あるいは年代層、それから生活環境と職をマッチングさせるような考え方で進めていただきたいと思ひます。

それから、中小企業憲章における振興条例についてなのですが、今まで雇用対策、雇用創出について、雇用の一つの支援事業等を、今さまざまな形で取り組んでいらっしゃいますが、抜本的に産業育成をしなければ、その雇用対策の事業というのはその場限りで終わってしまう可能性がある。産業の力強い育成があつてこそ永続的な雇用が生まれてくる。そういった観点で、中小企業の振興というのは欠かすことができない政策だと思ひます。

先ほど齊藤委員からもありましたが、国の対策費もほとんどない中で、どのような形で中小企業育成をしていくか、まず理念を示すこと、そして、その理念に伴った施策を展開することが必要だと思ひます。中小企業振興条例というのは、産業種別ではないのですね。例えば自動車産業とか、あるいは医療関係の事業だけでなく、中小企業という横軸を貫いた産業育成の考え方がとられるというのが一つであります。それが特徴だと思ひるので、ぜひともそういった意味から中小企業の振興について条例の制定をしながら、施策を展開していただきたいと思ひます。

それから、先ほど答弁の中で、中小企業は岩手県では99.8%、常用雇用が85.7%という

話がありましたが、このまま放っておけば、どんどん地方の中小企業というのは衰退していくと思っています。それは構造的に、中央からの進出もありますし、消費動向の変化もあります。チェーン店での消費購買が進んでいく中で、チェーン店に納品するとか、あるいはチェーン店と取引する中小企業がこれから少なくなっていく。社会構造の変化の中で地方の中小企業は衰退していく途上にあります。ここを救う、ここを維持する、ここを発展させる施策を地方の自治体がとらなければ、雇用も産業育成も成り立たなくなると思います。そのためにも、中小企業振興条例を岩手県として制定して、ぜひとも振興を進めていただきたいと思うのであります。いかがでしょうか、お答えをお聞かせください。

○山村経営支援課総括課長 中小企業振興条例につきましてでございます。お話しいただいたように、企業の数や従業者の数だけとっても、本県の産業振興の中心であるのは間違いないと思います。国の動きも、さきの国会で中小企業基本法が改正されて、特に小規模な企業の事業活動に注目した改正がされており、小規模企業振興基本法案が今後検討されるという報道もございます。このような形で国レベルでも小さな企業に着目して施策が検討される動きとなっておりますので、こういった動きも参考にしながら検討を進めていきたいと思っております。

○岩淵誠委員 山田町の関係で1点確認です。法的な手続の代理人の話ですけれども、平成25年5月22日、民事という形で山田町が提訴ということですが、従前から県としても何らかの対応をすべきではないかと考えておりました。結果として、今回は補助参加という形はなかったと理解しております。先に補助金が返還されていますので、森のトレーのときは、若干手続的には違うわけでありまして、そういう理屈なのかなと思っております、一般的に市町村に対しての県のフォローの仕方とすれば、山田町の提訴に対して、県としてどのように対応するかという一つのポイントだと思います。今の段階で県の考えをお示しいただきたいと思っております。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 ただいま御指摘の点につきましては、法務学事課に着任しております弁護士とも相談をいたしました。その結果、今回の事案に関して言えば、補助参加という形態をとるのは実質無理だろうという判断があったものですから、そういう形態をとっておりませんが、山田町に対しましては、対弁護士であったり、山田町に対してであったり、我々の持つ情報、多分山田町のほうが多いとは思っておりますけれども、制度的な面であるとか、厚生労働省との関係もございまして、そういった情報提供という形で山田町を支援していきたいと申し入れはしております。

○岩淵誠委員 今回あくまで民事ということになりますから、最終的には補助金の部分をどうしようかというような観点が先に立っての提訴だったと推しはかるのでありますが、一方でいわゆる破産そのものに関連して申し上げますと、報道によればですが、本来であれば破産の手続がなれば保全行為というのがきちんとされるはずなのでありますけれども、ネット上にどうのこうのとか、そういった話はその当時散見されたわけでありまして、そういうことになると、偽装破産という部分が当然あるわけでありまして、そうなります

とこれは民事ではなくて刑事で対応。しかもこれに対しては刑事告発ということから、手続上から告訴ではなく告発できる立場に県もあるわけであり。そういったところを踏まえてお聞きしますが、保全の関係とか権利関係、この辺はどのように精査をされておられるのでしょうか。情報をおとりになったのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 B & Gセンター、いわゆる災害支援センターでしたか、さまざまな資機材が保管されていて、その保全について、今委員御指摘のとおり、さまざまな心配をしていたことはそのとおりでございます。その辺については、再三宮古地域振興センターからも山田町に対しては申し入れをしたと聞いております。山田町としても、その辺は委任の弁護士と相談の上で対応してきたものと理解をしております。

○岩淵誠委員 現状で、きちんと保全されているということですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 聞いている範囲でございますけれども、今回契約の一連の流れの中で、購入した物品について、帰属が誰のものかというところは山田町も弁護士と相談してきたものと聞いております。そうした中で、山田町が管理すべき状況、法的位置にはないだろうという判断があったものと理解しております。

○岩淵誠委員 わかりました。立ち入ったことは、きょうは聞きませんが、最終的に、これは民事訴訟ということで、平成25年7月19日には第1回口頭弁論という日程で進むようでありましてけれども、報道上あるいはいろいろな皆さんからのお話を聞いている限り、いわゆる民法上の問題で解決をするには限界があるのではないかという思いを持っております。損害賠償請求が始まると、片方で民事をやって、片方で刑事をやると、捜査機関が実質的には嫌がるのですけれども、事と場合によってはもう一度山田町ときちんと協議をするぐらいのことをしないと、きちんとした介入とか、けじめにはならないと、意見を申し上げておきます。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部関係の皆様は、退席されて結構です。御苦労様でした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第6号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第1号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の平成25年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。議案（その2）の4ページをごらんください。教育委員会関係の歳出の補正額は、10款教育費、7項保健体育費の189万円を増額しようとするものであります。その内容を御説明申し上げますので、別冊の予算に関する説明書の28ページをお開き願います。

10款教育費、7項保健体育費、3目体育施設費の施設設備整備費は、過日つり輪切断事故がありました県営体育館において、競技用器具を早急に更新する必要が生じたことから、

つり輪などの更新に要する経費を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 補正予算額が 189 万円と極めて少額なのですけれども、こういう対策が、なぜ事故が起きてからになってしまったのかと極めて残念でならない。今までの体育施設の施設、器具関係、どういう点検体制だったのか。今までの点検でどういう要望が県教育委員会に寄せられてきたのか。予算がないということで断られてきたという新聞報道もあります。この間の経過、点検の体制がどうだったのか、第1点。

第2点は、今回総点検をしたと思いますが、総点検をした割には、今回の補正はこの程度で大丈夫なのかということに危惧するわけですが、1970年代に整備されたものがまだあるという話もありますけれども、今後の見通し、随時施設設備の更新が必要になってくるのではないかと、我々の命、健康にかかわるものですから、目視でわかるようになってから直すでは、これは恐ろしい話ですよ。本来は、一定の耐用年数といえますか、一定の更新時期という目安を決めてやっていく必要があるのではないかと。これが第2点。

第3点は、来るべき国体に向けて施設設備の整備は大丈夫なのかと。市町村は、従来は2分の1補助だったのだけれども、3分の1に変更ということで、困惑していた時期がありました。その後、3分の1というのは明言していないという話でうやむやになったのだけれども、今どういう形で対応しているのか。国体に向けた施設設備の体制整備の状況、課題、この3点をお聞きしたい。

○平藤スポーツ健康課総括課長 これまでの体育施設、用具の点検状況の体系でございますが、指定管理者として事業を委託しております、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団で点検を随時していると認識してございます。なお、大会の前などには、主催者、場合によってはメーカーなどの立ち会いにより点検が行われていたと認識してございます。

2点目ですが、今回総点検をいたしまして、さまざまな器具を点検していただきましたが、古いものにつきましては、更新時期を過ぎていると言われるものも現実でございます。これにつきましては、順次古いものから更新していくのが常道だと考えてございますが、日常の点検を加えながら、緊急性の高いものを更新していきたいと考えてございます。

3点目でございますが、国民体育大会の施設整備につきましては、基本的には国体・障がい者スポーツ大会局で市町村の施設等については担当してございますが、県営の施設につきましては当課所管でございますので、そのことについてお答えいたします。

国民体育大会に向けて競技会場となる場合の用具につきましては、中央競技団体、日本体育協会、あるいは県の国体・障がい者スポーツ大会局などの点検を受けて大会を開催することとしてございますので、それらの指示に従いながら計画的に更新を図っていきたくと考えてございます。

○斉藤信委員 これまでの点検については指定管理者が随時点検と。大会前にも点検と。結局指定管理者任せということになりますか。指定管理者は3年単位で委託している。そ

ういうところに任せるなどということはありません。県がきっちりした点検のマニュアルをつくって、それを委託するならともかく、点検そのものを丸投げしていたのでは、起こるべくして起きた事故と。

古いものの更新を要求していたけれども、予算の関係でつかなかったということもあるわけなのですね。要望があったにもかかわらず応えられなかったというのも事実ではないのかと。そこははっきりさせて。そういうことがあったとすれば、県の教育委員会は重大な反省をしなくてはならないと思います。その点はどうか。

この間は、最終日の練習中の事故ということだったですけれども、結局、大会はそれで終わってしまったわけですね。幸い大きなけがはなかったということなのですが、賠償その他の請求はなかったのか、対応をする必要はなかったのかということが二つ目。

三つ目に、所管は違うかもしれないけれども、教育長は恐らくわかっているのではないかと思います。市町村が国民体育大会やインターハイの施設を整備する場合に、今までは2分の1補助だったですね。それが突然3分の1になるというので、みんな心配をしていました。これは現段階で、2分の1ということでおさまったのか、おさまっていないのかを示していただきたい。

○平藤スポーツ健康課総括課長 更新要望の件でございますが、毎年、次年度の予算編成に向けまして、指定管理者に指定管理を委託している全ての施設の備品購入の要求について優先順位を付して提出していただいているところでございます。本年度の予算要求に向けましても、昨年度指定管理者からの要求の中には、新聞で報道されましたとおり、つり輪の要求もございました。県教育委員会といたしましては、要求のあったものについて緊急度、優先度等を検討しながら予算要求に計上するという事になってございますが、今回の備品につきましても、県教育委員会として、その緊急度、優先度等から見送ったところでございますが、現実問題としてこういうような事故が発生したということは事実でございます。これにつきましては、真摯に受けとめて、指定管理者との連携を密にしながら、こういうことが起こらないように進めてまいりたいと考えてございます。

賠償等の件でございますが、これにつきましては負傷した選手が、チームのトレーナーの治療を受けたということで、具体的な診察あるいは治療に係る経費が発生していないという状況もございましたが、施設を管理運営しております指定管理者が直接赴きまして、見舞金という形でお支払いしたと伺ってございます。

○菅野教育長 国民体育大会の施設整備に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ担当部局で担当してございます。あくまでも側聞になりますが、現在、施設整備の補助のあり方について、財政当局を含め調整中と伺っております。

○斉藤信委員 今の平藤課長の答弁で、つり輪の要求はあったと、しかし予算の優先順位で見送ったということですね。指定管理者が見舞金を持っていったということだけれども、県教育委員会に責任があったのではないのかと。経過からいっても、指定管理者が行く程度では済まなかったのではないのかと。改めて教育長に聞きますが、重大な事件だった

と思います。指定管理者がお見舞いに行ったという程度で済まないのではなかったのかと、その点、教育長はどういうふうに受けとめているのか。

今の教育長の話だと、市町村の施設整備に対する補助というのは、まだ定まっていないということですか。この2点。

○菅野教育長 おっしゃるとおり、競技を行っていた競技団体及び特にオリンピック候補の選手に非常に御迷惑をおかけしたと、非常に重大なものと受けとめてございます。私どもとしても事故が起こった後に、施設管理者を通じまして御本人もしくは大学にいろいろ接触を申し上げ、ぜひともおわびにお邪魔したいということでお伺いしたところでございますが、大学、選手個人からは、これからも競技があるので、少しそっとしておいてほしいという御意向がございました。その後、大会において見事準優勝ということになりましたので、それを受け、施設管理者で再度御相談申し上げて、大学にお邪魔したという経緯がございます。私どもとしても非常に重大なものと認識してございます。

それから、体育施設、特に国民体育大会関係の補助の関係でございますが、直接私どもで担当してございませんので、正確なことは承知してございませんが、財政当局を含め調整中とだけ伺っております。

○斉藤信委員 最後要望で終わりますが、ぜひ今回の事故を教訓にして、施設設備、器具について、しっかりした点検マニュアルを県教育委員会が指定管理者とも協力してつくって、丸投げにならないように、必要なものについては、きちんと優先して措置すると。これは命にかかわる、選手生命にかかわる問題だと思うので、しっかり改善をしていただきたい。終わります。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第40号損害賠償請求事件に係る和解及びそれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○宮澤学校施設課長 議案第40号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その3）の97ページをお開き願います。あわせてお手元に配付してございます資料をごらんいただきます。議案の件でございますが、釜石市大字平田第2地割25番295の高橋香織様を相手とするものであります。損害の額は6万4,814円とし、当事者ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこと。これを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因でございますが、平成25年3月2日に釜石市大字平田地内の県立釜石商工高等学校が管理する教職員住宅の敷地内において、当該住宅の外壁の一部が強風により落下し、当該敷地に駐車していた相手方が使用する自動車に接触し、当該自動車を破損させたことによるものであります。以上の事件につきまして和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県が管理する住宅の外壁の一部が強風により落下したとありますが、この教職員住宅というのはいつつくられて、どういう状況になって、今はどのぐらい使われているのか、それを示していただきたい。

○宮澤学校施設課長 当該教職員住宅の詳しいデータにつきましては、後で御報告申し上げたいと思います。

この住宅につきましては、30年ほどたっているものと捉えてございます。当時、平成25年3月2日でございますが、沿岸部が非常に風の強い状況でございまして、自動車が駐車していた場所からかなり離れたところにごさいました外壁が剥がれて、モルタルが剥がれ、自動車の背面のところに落下して、塗装を損傷させたといったものでございます。

○斉藤信委員 築30年ぐらいという話でしたね。これは何戸の教職員住宅で、全部入っているものなのかどうか。ここの教職員住宅の管理がきちんとされていたかどうか。事故は、それが飛んで車を損傷したのでしょうか。しかし、普通はきちんと補修されていれば事故は起きないのです。そういうことで聞いているのです。全戸住んでいるところですか。

○宮澤学校施設課長 入居状況につきましては、ただいまお調べいたします。

この住宅につきましては、管理でございますけれども、釜石商工高等学校が所管しているものでございます。目視でございますけれども、定期的に状況を調査し、それぞれに管理人がございまして、管理人からの報告により状況を把握し、管理していたものでございます。

○斉藤信委員 議会で議決を受けるというのは、そんな簡単なことではだめなのです、課長。聞いたら、何戸入っているかわからないとか。額そのものは、それは大したことがないし、和解されているからだけでも、議会にかかるということは重大なことなのだから、この程度のことにばっと答えられなかったらだめなのですよ。

○熊谷泉委員長 報告があれば受けます。よろしいですか、後で報告があるということですか。

○宮澤学校施設課長 後ほど報告させていただきます。

○小西和子委員 このほかに、強風等によって学校敷地内の物置が飛んで自動車を破損したといった事例は聞いていないでしょうか、お伺いいたします。

○宮澤学校施設課長 この時点から以降ということでお答え申し上げたいと思いますけれども、自動車が物によって破損したという報告は、上がってきてございません。

○小西和子委員 議案第 40 号がこのように賠償額を定められたということは、その後聞いていないとは言いましたけれども、県立学校の敷地内にあったもので破損した場合は賠償の対象になると捉えてよろしいですね。

○宮澤学校施設課長 県教育委員会の管理瑕疵によるものということであれば賠償の対象になります。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

○斉藤信委員 私の質問の答弁がないのだけれども、一番最後の和解の内容及び損害賠償の原因（２）のところで、県が管理する建物の経年劣化した外壁の一部が強風により落下したとなっているのです。これはしっかり管理していたというのではないのですよ。もう一つは、教職員住宅敷地内に駐車している自動車に接触して損傷を生じさせたと。そうすると教職員住宅に住んでいて、敷地内に駐車している人の自動車ということでもいいのですね。答弁がまだ残っていますが、いいです。

○熊谷泉委員長 討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 先ほどの件は、後刻報告を受けることで採決してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の議案の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 70 号少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○戸館教職員課総括課長 請願の 1 であります。少人数学級の推進及び 30 人以下学級の実現についてでございます。国において、平成 23 年度から小学校 1 年生が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 ― いわゆる標準法であります。

—の改正によりまして、35人学級となったところでございます。小学校2年生以降の学年につきましては、毎年度概算要求には盛り込まれておりますが、標準法の改正による少人数学級の実施は見送られているところでございます。

現在文部科学省におきまして、平成26年度概算要求に向けて、平成25年度予算編成における財務省、文部科学省の合意等を踏まえて、関係団体の意見を参考にしながら、教職員の人事管理を含めた教職員定数のあり方全般について検討を進めていると聞いております。

本県におきましては、35人以下学級について、平成18年度から小学校1年生、平成19年度には小学校2年生、平成24年度には中学校1年生まで拡充して実施しております。さらに今年度からは小学校3年生にも拡充いたしまして、選択制により実施しているところでございます。なお、本県におきましても、標準法改正による小学校2年生から中学校3年生までの少人数学級の実現に向けた新たな定数改善計画の策定につきまして、これまでも国に要望しているところでございまして、今年度も政府予算提言・要望の中で要望したところでございます。

次に、義務教育費国庫負担割合の2分の1復元についてであります。義務教育費国庫負担金につきましては、これまで地方6団体及び中央教育審議会等の場におきましてさまざまな議論がなされてきたところでございまして、平成17年11月30日、政府与党合意によりまして、義務教育につきましてはその根幹、機会均等、水準確保、無償制、こういった根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされております。費用負担につきましては、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に変更となっております。減額分については税源移譲されているということでございます。この負担割合の復元につきましては、現在のところ国において特に議論がなされている状況にはないものと承知しております。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 少人数学級についてですけれども、民主党政権では、順次拡大していくという方針でありましたけれども、自民政権になりましたから、少人数学級の効果はいかにという話で、立ち消えになりました。そこで、県教育委員会としては少人数学級の効果をどのように捉えているのか。いじめとか不登校等につきましてもお伺いしたいと思います。

○戸館教職員課総括課長 少人数学級につきましては、昨年11月に本県において実施いたしました少人数教育に関する調査の結果におきまして、各学校において児童生徒の基本的な生活習慣の定着、健康、安全管理、加えて中学校では学力向上、学力底上げといった面で効果的であるとの回答が多く報告されている状況でございます。

○小西和子委員 いじめ、不登校についても。

○大林生徒指導課長 不登校につきましては、平成22年度、23年度、小中学校において出現率が全国で一番低いというデータもございまして、人数を少なくすることによって

きめ細かな対応ができているものだと思っております。いじめについては、昨年緊急調査等でかなり件数がふえましたけれども、少人数による成果はあるものと考えております。

○小西和子委員 それでは、教育予算についてですけれども、OECD中、最下位といつも載っております。実際に、教育予算で教職員の数が足りないということが現場から上がってきておりますが、県としては限られた予算での県教育行政について、このあたりをふやせばいいということがいっぱいあると思うのですけれども、どのような所感をお持ちかお伺いしたいと思います。

○小菅小中学校人事課長 人材の部分について、数についてでございますが、現在県では配当基準に基づきまして、各学校に教職員を配置しております。そのほかに、いわゆる加配といたしまして、少人数加配、復興加配等といたしまして、県全体で980名ほどの配置を行っております。そういった部分を考えまして、人的配置については潤沢であるとは言えませんが、現場で必要とする人員は何とか確保できている状況ではないかと認識しております。

○小西和子委員 今年度少人数学級が小学校3年生まで拡大されまして、選択制ということでもあります。対象が何校で、実際に拡大したのが何校であるか。拡大できなかった理由についてもお伺いいたします。

○小菅小中学校人事課長 小学校3年生の少人数学級、35人学級の導入についてであります。対象としたところが全部で34校であります。そのうち少人数学級、35人学級として編制したのが28校、今までどおりの編制、いわゆる35人を超える学級で編制したのが6校ほどであります。この6校につきましては、少人数学級、少人数指導のそれぞれの効果を検証いたしまして、学校として、あるいは市町村の教育委員会として少人数指導のほうが効果が上がると判断してのことであると考えております。

具体的には、少人数指導の学力への貢献、学力保障への貢献とか、あるいは教室の状況、そういった部分を総合的に勘案しての判断と考えております。

○小西和子委員 教育委員会としては、そのような捉えだと思えますけれども、私が把握している中では、結局教職員の人数はふえない中で1クラス増ということになり、担任外が減る、担任外が減ることによってほかの学級への、学年へのきめ細かな指導が後退するといったようなことで、とにかく人が足りない、何とかしてくれという声が聞こえております。県教育委員会では把握していないのだと思えますけれども。やはりこのように、全く県単独の予算を使わずに推し進めようとなると、どこかにひずみが出てしまうということで、国の少人数の推進というのは大きな意味があると考えます。教育長、御所見をお伺いいたします。

○菅野教育長 おっしゃるとおり、教育は最後は人でありますので、極力そういった、教職員の数は一般に多ければ多いほどいいと思っております。ですから、先ほどOECDの紹介もございましたが、国としてどういうふうに教育にお金を使って、それがどういうふうに使われるのが最も効果的かといういろんな議論を踏まえて決定されるべきものと思

っていますが、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり少人数学級というのは非常に効果があるだろうということで、これまでも国に対して要望しているところでございますし、引き続き先ほど申し上げましたとおり、今次の政府予算への統一要望についても同様の要望を行ったところでございます。

○小西和子委員 小学校3年生、来年の小学校4年生への拡大というのはすごく大きな一歩だと捉えております。復興のこの時期に、苦しいとは思いますがけれども、東北各県に倣って、東北各県も同じ条件でありますので、十分に教育に予算をとということで要望して終わります。

○斉藤信委員 一つは少人数学級の全国的な実施状況、恐らく東京都も始めて全都道府県で実施していると思います。また、実施している学年もかなり拡充をされて、中学校まで拡充しているところが多いと思うけれども、その全国的な少人数学級の実施状況を示していただきたい。

二つ目に、小西委員も触れましたが、小学校3年生を35人学級に拡充したのだけれども、何で小学校3年から選択制なのかと極めて疑問です。少人数学級の成果は岩手県の取り組みでもはっきりしているのです。一人一人教員が把握して、一人一人の出番をふやして成果が上がっていると、毎年毎年報告されています。何で選択制なのかと。学校として判断したというのと、市教育委員会として判断した学校があると。市教育委員会として少人数学級ではなくて、少人数指導として判断したところがあるならばはっきり示していただきたい。

あと、教室の確保ができなかったということはなかったのか。中学校1年生は、本格実施ですね。選択制ですか。選択制であれば、中学校1年生はどう実施されているか、対象校を含めて示していただきたい。

○小菅小中学校人事課長 まず一つ目の全国的な少人数学級の導入の状況についてであります。35人学級ということだけに限定してお話をさせていただきますと、小学校1年生、全国で29県、小学校2年生31県、小学校3年生18県、小学校4年生13県、小学校5年生9県、小学校6年生8県、中学校1年生24県、中学校2年生10県、中学校3年生9県という状況であります。なお、今年度新たに少人数学級を何らかの形で拡大したのは、岩手県も含めて13都県と認識しております。

次に、選択制にした理由ということではありますが、一つは今年のアンケートの結果、少人数指導の効果というのが非常にあります。特に、低位の子供の学力保障については非常に効果があるというアンケートの結果でございました。よって、少人数学級を進めようとする、どうしても少人数指導を現時点では縮小せざるを得ないということで、それぞれの功罪を総合的に勘案しまして少人数学級を選択制にしたというところであります。

なお、市町村からの要望についても、同じように全部、少人数学級に振りかえることについては、賛成はゼロという状況でありました。

それから、市教育委員会として判断したのか、学校として判断したのかということではありますが、学校を管轄する市町村としての最終的判断を把握したという意味であります。

もちろん市町村では、各学校に聞いて、各学校の要望に応じて市町村としての考えをこちらに報告したという部分もあるかと思えます。つまり市町村が全部判断して、全部学校に押しなべてそういう形でやったという把握はしておりません。

それから、3点目については、選択制にして結果的に少人数学級できない教室の確保についてであります。これについては具体的な把握はしておりません。実際には市町村から聞き取った中で、そういった理由もあったということでもあります。

中学校1年生の選択制についてであります。小学校3年生に今年度導入した選択制という意味は、いわゆる学級編制の基準はそのままにして、少人数学級を導入したところにプラス1、教員を配置するというやり方でありました。小学校2年生と中学校1年生については、学級編制基準の中にそもそも入れているという状況であります。ただ、特別そういう場合に学校が判断、市町村が判断して少人数指導のほうが良いという場合には、それはそれで認めているところが実際にはあります。その数については後ほど。

○斉藤信委員 さっき民主党が頑張ったという話がちらっとあったけれど、民主党は残念ながら腰砕けになったのね。標準法を変えたのは、小学校1年生だけなのです。本当なら2年生、3年生やれば、それが大きな流れになったのです。ただ35人学級を拡充せざるを得ないというのは流れだと思えます。自民党政権下でも。お話があったように全都道府県で実施されているし、年々対象学年が拡充されているということですから地方が先行していると。岩手県が拡充するときに、ある意味で先取りだから、中途半端な先取りではなくて、きちんとあるべき姿でやるべきだと。

選択制の最大の理由は、小西委員も言ったけれども、例えば先生1人配置しましたと、期限付臨時教員を1人減らしましたとか、加配1人減らしましたと。こうなったら、元も子もないのです。本当にプラス1なのかと。本当に少人数学級が運営できるような規模になるのかと。そういうところの不安が残されているのだと思えます。

本来少人数学級と少人数指導というのは対立しないのです。本来相乗関係のものなのです。少人数学級を基本にして、さまざまな行き届いた教育を進める少人数指導というのがあるべきで、そもそも土台の少人数学級がないところが岩手県の、日本の教育の貧困なのです。欧米は、もう20人規模の学級なのです。本来、少人数学級と少人数指導というのは対立するものではない。そして、今の改善のポイントは、少人数学級を、いわば異常な状況を改善するということを土台にして進んでいかななくてはならない。少人数学級のほうが一人一人の子供がよくわかる。特に小学校は、一人一人の子供の表情がよくわかる。35人と20人ぐらいの規模というのは全然違うのです。現場の先生のほうが実感していることだと思うけれども、選択制にせざるを得なかったというのは、制度としては極めて不十分な仕方ではなかったか。改善することを考える必要があるのではないかと。

あとは、中学校1年生の実施状況をもう一回聞きます。

○小菅小中学校人事課長 中学校1年生の少人数学級の実施状況についてでございますが、対象になるのが今年度39校であります。そのうち実施が30校、少人数学級として実

施していないのが9校ということでございます。だから、中学校1年生については、いずれ30校、9校ともに、いわゆる教員の数としてはそれぞれの市町村、学校に配置している。その中で少人数指導としてやっているところ、少人数学級としてやっているところという違いであります。

なお、先ほど小学校3年生を少人数学級にしたときの結果として教員が減るのではないかと、余裕がなくなってしまうのではないかとということでございましたが、少人数学級が入ることによって余力の先生がいなくなるというところについては、すこやかサポートで非常勤教員として措置している状況であります。

○**斉藤信委員** 35人学級というのは過渡的な形態だと思うけれども、小中学校全学年に拡充するというのは時代の流れ、歴史の流れだと思います。自民党が抵抗しても、これは進めざるを得ない。地方が先行して取り組んでいるわけだから、ぜひ現場が安心して少人数学級に取り組めるように、現場から聞いて、学力競争が激しいから、目先の点数競争で目先の成果を上げたいという人も中にはいるかもしれないけれども、5年、10年というスパンで考えたら、一人一人の子供たちをよく見て、行き届いた教育を進めるというのが基本になるのではないかと。

その上で、さらに必要な手だてを岩手県教育委員会としても考えていくべきではないのかと。来年は、小学校4年生に拡充するわけだから検証もして、意見、要望も聞いてやっていただきたい。最後教育長に聞いて終わります。

○**菅野教育長** 先ほども申し上げましたが、学校としては教員の数が一人でも二人でもと、それは学校に行くたびにそれぞれ校長先生から伺っているところでございます。したがって、私どもとしては、やれることを少しでも進めようということで、3年生、4年生というプロセスを踏んでいるわけでございますが、やはり根本には先ほどお話がありましたとおり、国の定数改善がないと、地方だけではなかなか限界があるところでもございます。したがって、地方ができることは私どもとしても一生懸命やってみようと思っておりますし、あとは国にお願いするというか、国の制度的な担保が必要なところについては、要望していくという二段構えで進めざるを得ないかと思っております。

○**熊谷泉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思っております。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**熊谷泉委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものであります。今定例会に委員会発議をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただいたと思いますが、これについて御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

この際、午後3時5分まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、先ほどの議案審査等に関し、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○宮澤学校施設課長 先ほど説明できかねた部分でございます。

事故のございました当該教職員住宅でございますが、昭和50年3月建築でございますので、この3月で38年を経過してございます。RC3階建て、1棟に18戸入ってございまして、本年の4月1日時点でございますが、18戸全てに入居してございまして、入居率が100%でございます。

○小菅小中学校人事課長 先ほどの少人数学級に関して、中学校1年生の実施していない学校の数につきまして話しましたが、訂正をいたします。39校の対象校は同じなのですが、実施していないのは8校であります。よって、実施しているのは31校ということになります。以上です。

○熊谷泉委員長 この際、何かありませんか。

○福井せいじ委員 教職員の負担軽減についてなのですが、一般質問のときにもあったのですが、教職員の方の負担の多くは事務作業が非常に多いということなのですが、この事務作業についての改善策に取り組んでいるならお聞かせください。

○戸館教職員課総括課長 いわゆる教職員の多忙化ということだと思いますけれども、教

育委員会内部で、平成 17 年 12 月に県立学校における多忙化問題検討委員会がございまして、その提言ですとか、さらには平成 19 年 3 月に小中学校の多忙化問題に関する検討委員会でやっておりまして、教職員の多忙化の原因というのはさまざまあるわけでありまして、けれども、大きな要因として、さまざまな事務仕事の対応というのがございます。これは、各学校において、いろいろと工夫していただかなければならないことがあるわけですが、私どもとして、平成 24 年 3 月にワーキンググループを設置いたしまして、業務の改善に向けてのさまざまな提言を出してもらいました。これは、学校にお返ししまして、事務仕事の効率化について参考にして下さいとお伝えしております。

○小菅小中学校人事課長 補足しまして、具体的な部分についてであります。例えば会議の時間、会議が非常に多いということがありまして、会議を簡略化して打ち合せに変更して時間を生み出すとか、さまざまな提出物について簡略化して提出できるようにするとか、ICT の機器を使いまして、効率的に行う等のさまざまな取り組みをしていると伺っております。

○福井せいじ委員 今、最後に ICT の機器の活用という話があったのですが、例えば情報の共有とか、誰でもができる事務作業というのを切り離すとかというのは必要なのではないかなと思うのです。ここでちょっと次元が違うかもしれませんが、医療クラークというものがありますが、教育クラークみたいなものの導入も考えてもいいのではないかなと思うのですが、そういったものは難しいものなのですか。

○小菅小中学校人事課長 現場におきましては、例えば事務の部分につきまして、担当がやる事務については、学年の中の副担当がそれを一括して担うとか、学校に 1 人いる事務職が、例えば集金管理についても一括して行うとか、いわゆる専門家がそれを担いながら、担当が実際に子供に接する時間の確保に努めるというふうな取り組みはなされています。一層そういう部分は研究していかなくてはいけないと思っております。

○福井せいじ委員 つまり医療の場合ですと、医師でなくてもいい部分の事務作業、教育においては教師でなくてもできる事務作業、そういった区分けが必要。そうすると、教員の負担が減るのではないかなと思います。これは、提案として受けていただきたいと思えます。以上で終わります。

○小西和子委員 最初に、教職員の心のケアについてお伺いいたします。震災以降、沿岸部から内陸部へ転校した児童生徒の人数を、まずお伺いしますし、内陸部へ転校した児童生徒への心のケアの実態はどうでしょうか。沿岸よりは弱いということも聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

教職員ですけれども、2011 年度、それから 2012 年度の教職員の病休者、退職者、病休者の場合は 14 日以上の方、うち精神疾患の人数と割合、それから震災に起因している人数、以前にもお伺いしましたが、確かめておきたいと思えます。

それと、ここ数年間の健康診断から見えてくる傾向は、D3 といいまして、健康であるという割合がどうなっているのかということです。現職死亡した方々がいらっしゃいます

ので、2011年、2012年はどうなのか。

まとめてお伺いしますけれども、公立学校共済組合岩手県支部からの情報ですけれども、沿岸部から沿岸部へ、沿岸部から内陸部へ異動した教職員のストレスが増してきて、精神疾患になったりしているという傾向があると聞いておりますけれども、現状はどうなのかということ。沿岸で震災を経験した教職員には、心のケアや支援を強化することが必要だと考えますけれども、これまで以上に3年目、4年目というのは顕著にあらわれると思うので、現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○松葉特命課長 まず、児童生徒の転校について説明させていただきます。

県としては、文部科学省の指示により、平成25年5月1日現在で、震災によって岩手県内の学校から受け入れた児童生徒数、つまり震災の影響により県内で学校を転校した児童生徒数を調査いたしました。その結果は次のとおりでございます。小学校505人、中学校203人、高等学校68人、特別支援学校7人、合計783人でございます。震災以降、この調査のみを定期的に実施して、本県では状況を把握しているところでございます。以上でございます。

○大林生徒指導課長 転出入にかかわる児童へのケアについてであります。児童生徒の転出に際しては、指導要録とともに心と体の健康観察の個票も引き継がれていると。心と体の健康観察につきましては、震災後に子供たちにアンケートをとった後となります。この個票は、4種類のストレス反応項目の状況や、今回の震災津波にかかわって、例えば津波を目撃した、保護者を亡くした、住宅の被害があったなど具体的な状況が記述されている内容になっております。これによって、サポートが必要かどうかの判断材料にしているということです。

転入した学校では、通常の学校間の引き継ぎに加えて、心と体の健康観察の個票の情報などを参考にしながら、日常的な観察をし、心のケアに当たっております。本人の状況をとにかく見ながら、まず教員が教育相談等を行い、状況によってはスクールカウンセラー等のカウンセリング、明らかに重篤だという場合には医療機関等へつなぐという対応をしております。以上です。

○戸館教職員課総括課長 教職員の心のケアについてであります。2011年度の病休者ですが、小中学校を除きますと132名、休職者は、これは小中学校分も把握できますので、それを含めて107名。2012年度の病休者は、小中学校を除きまして98名、休職者は小中学校を含め88名。2011年と比較すれば減少している結果にはなっております。

それから、精神疾患の人数と割合ですが、2011年度は70名で65.4%、2012年度は54名で61.3%となっております。震災に起因している療養者でありますけれども、2012年度末までに14名と聞いておりますが、全て精神疾患による療養者でございます。現在は、直接的に震災に起因して療養を継続している者はおりません。

健康診断の傾向ということでもありますけれども、関係法令に基づきまして、毎年健康診断を実施しております。注意や治療が必要とされる職員の割合が、ここ数年45%前後と、

やや増加傾向でありまして、御指摘のありましたD3、いわゆる保護措置不要、健康な職員ということですが、過去3年で申し上げますと、平成22年度が24.1%、23年度が22.3%、24年度が23.1%ということで、この部分は若干の数字の動きはありますけれども、ほぼ横ばいと思います。要注意とされる中で程度の重いもの、区分でいいますとC1ということになりますけれども、この区分の数字が過去3年で申し上げますと、平成22年度が26.1%、平成23年度が27.9%、平成24年度が31.0%と、若干ここの数値が上がってきていますので心配される部分と思っております。

現職の死者数ですけれども、2012年度は9名となっております。病気による死亡が6名、自殺が3名となっております。いずれも震災に起因するものではないと承知してございます。

沿岸部から沿岸部、あるいは沿岸部から内陸部へ異動した教職員のストレスのお話でありますけれども、数値的などところで把握できますのは、休職者の数ですが、平成24年度末の精神疾患による休職者は54名となっております。沿岸部から沿岸部、あるいは沿岸部から内陸部への異動者ということで申し上げますと休職者はいないのですけれども、内陸部から沿岸部への異動者が2名休職となっております。特徴的なのは、異動から2年以内の者が29名ということで、地域というよりは異動をきっかけにして比較的短期間の間に発症する方が半数以上ということですので多い傾向がございます。

平成25年3月に出された文部科学省の報告でも、休職者のうち半数程度は人事異動2年以内の職員というレポートもございまして、人事異動が職員にもたらす影響を踏まえて、今年度は異動後2年以内の教職員を中心に、ストレスを緩和する方法を習得するためのメンタルヘルスセミナーを県内3カ所で開催することにしておりまして、監督者を対象とするセミナーも開催するというところでございます。

重なるところがありますが、沿岸部自治体の学校に勤務し、震災を経験した教職員に対するケアということでもありますけれども、時間の経過とともに直接震災に起因したストレスから、生活環境がなかなか向上しないとか、業務対応によるストレスといったことに変化していく傾向があると思われまます。教職員課で、保健師が巡回相談で県内各地を回っておりまして、300回近くも相談に応じております。その中で、時間の経過とともに体調も大分落ちついてきてはいるけれども、肩凝りだとか頭痛だとか倦怠感とか、疲れが取れにくい、不眠、気が晴れない、意欲の低下など、いつもと違う状態を感じているという相談が多く見られております。

こういったことから、平成24年度からメンタルヘルスチェックを全教職員に実施しております。自分のストレスを把握して、事後指導や相談を受けられる機会を提供しているところでございます。精神科医や保健師、看護師による巡回相談、専門スタッフによる相談を実施いたしまして、復興過程で起こってくる二次的なストレスや、中長期的に見られる疾患の早期発見、早期対応に努めているところでございます。

○小西和子委員 教職員が心も体も健康でなければ、子供の前に立っての教育というのは

できないというふうに考えますので、これからも取り組みをお願いいたします。

そこで、労働安全衛生上の取り組みということになるわけですが、県立学校の教職員はどこの学校も50人以上ですから、衛生委員会が設置されていると思いますけれども、年間何回ぐらい開催されているのか、それが本当に実効あるものになっているのかどうかお伺いいたします。

○戸館教職員課総括課長 県立学校におきましては、岩手県教育委員会安全衛生管理規定が制定されておりまして、御指摘のとおり、労働安全衛生法に基づいて、50人以上の教職員が勤務する全ての学校、48校になりますけれども、衛生委員会を設置しております。これらの学校におきましては、年に一、二回程度衛生委員会が開催されておりまして、メンタルヘルス対策や健康診断結果などにつきまして、管理職、衛生管理者、職員団体の代表者に産業医を交えて審議するという事で、教職員の健康の保持増進に努めておると承知しております。

○小西和子委員 県教育委員会、管理職の危機感というものが大事になってくるかと思えます。小中学校の場合、1校だけが50人以上で、あとはそれ以下であるから衛生委員会はないのですという答弁を以前にいただいたのですけれども、それであれば、小中学校の労働安全衛生というのはどのように進めたらいいのでしょうか。以前に盛岡市の例を挙げましたから、くどくどとは言いませんけれども、それぞれの教育委員会ごとに設置すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○戸館教職員課総括課長 お話にもありましたとおり、小中学校につきましては50人以上の小中学校というのは1校しかありませんので、そちらは衛生委員会を設置済みということではありますが、それ以下の事業所につきましても衛生推進者を置くことになっておりますので、そういった職員が中心になって、衛生管理体制の整備とか健康管理ということに取り組んでいるものと承知しております。安全衛生管理規程等、市町村でまだ未整備のところもありますので、先行事例なども紹介をして、早急に整備するようにと助言をしているところでございます。

○小西和子委員 よろしくお伺いいたします。県立学校で年に一、二回というのは、形式的なことだけだと受けとめます。もう少しきめ細やかに開催するべきでありますし、何度も言いますが、本当に実効あるものにしていかなければならないと思えます。

現職死亡の中には、あと数日後に病院に行こうと思っていた方が、突然死ということで亡くられたりしておりますので、それは管理職の安全配慮義務違反ということになることもあるわけですね。そういうこともありますので、労働安全衛生上配慮されていないのは、教職員ぐらいですね。民間等はきちんと月に1遍衛生委員会を開催するとかというのが義務づけられていると思えますので、子供たちを守るためにも教職員の健康については配慮をいただきたいと思えます。

次に、学校現場の変化とマンパワー不足ということでもありますけれども、まず正規の教職員の数、非正規の教職員の数と割合についてお伺いしたいと思います。非正規の教職員

にはいろいろな勤務実態の方がいらっしゃいますが、ひとくくりで結構ですので、お願いいたします。

○小菅小中学校人事課長 小中学校における正規の教職員の数でございますが、平成 25 年 5 月 1 日現在で 7,775 名であります。片や非正規の教職員、常勤講師等ですが、これは 610 名でありまして、非正規の教職員の割合は 7.3%となっております。

○土川県立学校人事課長 高等学校の正規の教職員数は 2,498 名、常勤講師等の非正規の教職員は 333 名で、非正規の教職員の割合は 11.8%でございます。特別支援学校の正規の教職員数は 816 名、常勤講師等の非正規の教職員数は 125 名で、非正規の教職員の割合は 13.3%でございます。いずれも事務職員、あるいは非常勤講師等は除いております。

○小西和子委員 このように岩手県の教育というのは非正規の教職員によって支えられていると思います。学校現場に行けば、正規、非正規というふうには保護者も子供たちも見ないわけで、みんな同じように働いています。何とかならないかなと思うのは、教員採用試験なのですけれども、教員採用試験のために非正規の教職員が時間を割くというのは本当に難しい状況になっています。現場でも配慮したいのですけれどもできない状況にあります。

そういう中で、先ごろ県外で正規の教員をしていた方々に特典をということが出されました。岩手県では数年後に退職者が 300 人台がずっと十数年続きますよね。多分そのための人材確保だとは思いますが、岩手県の中で、低賃金なのに体を壊す寸前まで頑張っている非正規雇用の教職員がいるということはおわかりだとは思いますが、何とか教員採用試験の県内の非正規教職員への特典というのはさらに拡大して、B 判定の方々は 1 次試験なしということに数年前からなっているようではございますけれども、岩手県の教育に今まで尽くしてきたということもありますので、そういう特典の検討をお願いしたいと思っております。御所見について、教育長でしょうか、どなたでしょうか。

○小菅小中学校人事課長 臨時教員の勤務状況につきましては、それぞれの教育事務所あるいは県教育委員会で学校訪問した際に、できるだけ勤務の実態について把握するように努めておりまして、臨時教員につきましてはできるだけ学校運営に支障がない範囲で、例えば勤務時間後は即帰って試験勉強するとか、さまざまな研修会に積極的に出ていただくとか、受験に不利にならないような形で配慮しているところであります。

なお、非正規教員の特典ということですが、委員先ほど御案内のように、B 合格者については 1 次試験の免除を行っているところなのですが、そのほかのことにつきましては、基本的には優先権は与えていないということがあります。講師の任用の際にも、それらの判断をして任用してはおりませんので、講師をやっているということ自体でもっての特典ということについては現段階では考えていないところでございます。

○小西和子委員 早く帰ってとって帰れる職場はいいかと思うのですけれども、担任をしたりしていると、なかなかそうもいかないのです。現場を知っている方々はおわかりだと思っておりますけれども、岩手県の非正規教員への御配慮というのをいただきたいと思いま

す。

次に、県教育委員会でもいろいろと調査をしていると思いますが、特に各小学校が多いですけれども、個々に配慮しなければならない児童が非常にふえてきております。ある学校に行ったら、職員室に誰もいなくて校長先生もいなかった。どうしたかという、発達障がいの子供でしょうけれども、ふいと教室を出ていったので、校長先生が探していたというようなことも聞きます。実際に、支援員の方を配置していただいても、学校の中に複数子供がいれば、1人だけでは間に合わないわけです。そのあたりについての児童生徒の実態を把握しているのか。サポート体制はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○小菅小中学校人事課長 実態についてでございますが、確かに委員御指摘のとおり、各学校におきましては、特別に支援を要する子供の数はふえていると報告を受けております。通常学級においても、発達障がいの子供の数がふえている実態がありますし、特別支援学級からの通級の子供もいる実態の中で、困難な部分は十分認識しております。特別支援学級につきましても、多動性の多い子供、あるいは衝動的な子供がふえているということも聞いておまして、いずれ人的な支援というのは非常に必要な部分であると思っております。

国からは、特別支援教育については、小中学校においては言葉とか聞こえ、LDの子、学習障がいの子供たちを対象に101人ほど加配をいただいておりますし、県としましては、小中学校においては、基礎テストを使いながらですが、34名ほど非常勤ということで小中学校に特別支援のための人員を配置しております。そのほかに、市町村において、それぞれ独自に支援員を配置している実態がありまして、非常にニーズの高まりもあると。それに応えていくということが今後の課題であると認識しております。

○小西和子委員 よろしく願いいたします。その児童生徒にとっても、きちんとした教育を受ける権利があるわけですので、しっかりとした対応をお願いいたします。

先ほど現場のマンパワー不足ということでお話があったかと思いますが、マンパワー不足の実態と今後の取り組みもこの後答弁をしていただきたいと思います。

最後に、学校図書館についてですが、文部科学省の学校図書館の現状に関する調査という結果が2013年3月25日に公表されました。岩手県の小学校、中学校、高校での学校図書館担当職員の配置割合は何%でしょうか。全国との比較、全国でいうと下から何番目かということになると思いますが、その実態についてもお伺いします。

○戸館教職員課総括課長 今年3月に公表されました文部科学省の学校図書館の現状に関する調査、平成24年5月現在のものなのですが、本県公立学校における学校図書館担当職員の配置割合は小学校で367校中100校に配置をされておまして、27.2%、全国平均が48.1%、順位については今手元に資料がございません。中学校は、183校中52校に配置をされておまして、28.4%、全国平均が47.6%。高校は盛岡市立高校を含め65校中4校に配置をされておまして6.2%、全国平均が70.9%となっております。この時点では、

いずれも全国平均を下回るということになってございます。

○**小菅小中学校人事課長** 先ほどのマンパワー不足ということについてであります、実際に各学校からさまざまな部分で人員が不足しているという声は聞くことがあります。特にも病休者が出たり、休職者が出たりという小規模校の場合、あるいは弾力的な学級編制をみずから行っている、そういう学校、規模の大きな中学校等の生徒指導上の問題についてとか、そういった部分で多忙の問題、マンパワー不足の問題は報告を受けることがあります。

先ほども申しましたが、全部で、少人数で461校、復興加配分で200名、それらを含めまして980名の加配措置ということで、十分ではないと言えるかもしれませんが、確保については努めているところでございます。なお多忙化、あるいはマンパワー不足をもとに子供に影響が出てくることがないように、今後につきましても校長のマネジメントを含めまして、研修等も深めながら、各学校の要望等を十分把握して、国に対しても継続して要望していきたいと考えております。

○**熊谷泉委員長** 小西委員に申し上げます。

この際、まとめて質問願います。

○**小西和子委員** では、最後でございます。先ほど調査の割合についての御答弁がございました。特にも高校は平均が70.9%とおっしゃいましたが、小中学校に比べて平均がそのくらい高いのに、岩手県は何と6.2%で、広島県の3.3%に次いでワーストツーになっております。県は公立学校への専任の司書教員の配置は難しいと、何度質問してもそのようにお答えになるわけですけれども、図書館支援員のような専任者の配置等は検討いただけないでしょうか。

○**戸館教職員課総括課長** 学校図書館担当職員についてでありますけれども、司書教諭の配置や資格に関する法律上の定めはないものでありますけれども、各県立高校では学校図書館の充実が図られるようにということで、各校の実情に応じて事務職員等を配置しているということでもあります。そういった中で、さらなる協力ですとか、あるいは実際にそういう事務仕事をしていても、分掌業務としてきちんと明確に位置づけていなくて、この調査結果の中で、きちっとその辺があらわれていない部分がありましたので、役割の明確化といったようなことを働きかけてまいりまして、本年5月時点での配置状況を申し上げますと、高校では盛岡市立高校を含めて65校中、38校で学校図書館担当職員を配置し、58.5%という数字になっております。

また、小中学校につきましては、平成24年度から地方財政措置が講じられたとで、引き続きこのことについては各市町村に周知をして、学校図書館の充実を促してまいりたいと考えております。

それから、お話のありました専任の司書教諭ですけれども、平成18年度から北上翔南高校、平成19年度から不来方高校にも配置をしているということで、2校に配置をしているわけですけれども、職員定数や財源の問題などもありまして、なかなか新たに配置してい

くということが難しい状況でございます。現行の体制の中で、現有の先生方で各学校の実情に応じて図書館業務に対応していくこととしたいと考えております。

図書館支援員のような専任者の配置ということでもありますけれども、職員定数あるいは財源といった面で厳しい状況がありますので、引き続き司書教諭等を中心として、事務職員や生徒の協力を得ながら、その充実を図るように努めてまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** 高校の場合、東北の中では山形県が100%、宮城県も94.9%となっておりますので、学力向上、学力向上と言っておりますので、学習環境の整備もほかの県に劣らないような力の入れ方をさせていただければと思います。御所見があれば教育長にお伺いして終わります。

○**菅野教育長** おっしゃいますとおり、学校にどういうマンパワー、学校からいろいろやっぱり大変だと、特に高等学校長と色々なお話をすると、先ほどお話にありました特別な支援を要する子供たちがふえてきているので、ぜひともそこを支援してほしいというお話も承りますし、また就職を学校独自で支援するマンパワーが必要なのだという、それぞれの学校が固有の課題を持って、何とか1人でも2人でも定数をふやしたい。何よりもかによりも教職員をもっとふやしてほしいといういろんな御要望がございます。どうしても限られた人員体制の中で工夫をしながらやっていかざるを得ないという面がございますが、一つ一つ学校の要望をお聞きしながら、何ができるかということを実際に考えてまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 私は1点だけ。一戸町で去年発生したシックスクールの件で、6月に父母の方と会ってきました。中学校3年生になって、みんなと一緒に卒業したいと強い希望を持っているのだけれども、残念ながらまだ学校に行けていない。体調が不安定なのです。国立病院、専門病院への医療費は手当てされているけれども、その他の医療機関の医療費は手当てされていない。酸素ボンベなども日常的に使っているのだけれども、これ1本2,100円するのです。体調が悪いときには10本、毎月大体5本から10本、1万円から2万円の出費になっていると。奥州市で発生したときには、医療費まで全部市教育委員会が見たのです。今回対応が極めて中途半端になって、半ば自己責任になっているのです。

学校の改造によるシックスクールの発症したと専門医が認定しているのだけれども、残念ながら全面的な対応がされていない。県教育委員会として、状況を調査していただきたい。お母さんは、子供がそういう状況になったために仕事をやめて面倒を見ているのです。二重三重に経済的な問題が発生しているのです。シックスクールというのは、基本的には子供に責任がありません。被害者ですから、そういう立場で対応がされることが必要なので、改善にも努めていただきたい。一言だけ聞いて終わります。

○**宮澤学校施設課長** 一戸町の中学校におけるシックスクールの問題でございますけれども、昨年来一戸町と保護者、県教育委員会の立ち会いで二度ほどの協議を行ってございます。特に今委員からお話がございましたとおり、2度目につきましては主治医を交えた話し合いでございます。

話し合いの中から、当該児童に対しましていろいろな対策の足がかりとなるような示唆も得られてございますけれども、特にことしに入ってから、一戸町教育委員会におきましても、保護者との話し合いによりまして、避難教室の換気扇を設置してございます。生徒の復帰に向けましては、一定の条件整備は前進がみられるわけでございますが、残念ながら6月末現在まだ登校には至っていないという現状でございます。

化学物質に感応性の高いお子さんについて、学校内においてシックスクールの発症を防ぐことがまず何よりも大切でございますので、この点につきましては、一戸町教育委員会も同じ考えでおるかと思っておりますので、県教育委員会といたしましては、学校内の空気環境を良好に保つために、これからも、一戸町教育委員会に対しまして必要な支援、助言を行ってまいりたいと考えてございます。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、次の請願審査のため職員の入れかえを行いますので、若干お待ちを願います。

次に、教育委員会及び総務部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第76号及び受理番号第77号の学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願を一括議題といたします。なお、教育委員会が所管する項目は2及び3であり、総務部が所管する項目は1でありますので、御了承願います。

これらの請願について、当局の参考説明を求めます。

○堀江教育次長兼教育企画室長 それでは、まず教育委員会から参考説明をさせていただきます。

受理番号第76号学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願について参考説明いたします。日本学生支援機構は、大学及び高等専門学校に在籍する学生並びに専修学校の専門課程の生徒を対象に奨学金貸与事業を実施しておりまして、高校生については本県では平成17年度入学者から、財団法人岩手県育英奨学会が事業の移管を受けて実施しております。

請願項目の2、学生支援機構への政府支出を増額し、奨学金制度の充実、改善を進めるよう国に求めることについてであります。また、(1)の給付制奨学金制度を創設することにつきましては、学生支援機構を所管する文部科学省では、平成24年度政府予算概算要求において、給付型奨学金事業を要求いたしました。が、予算計上は見送られたところとなっております。

(2) 以下につきましては、日本学生支援機構に確認した内容を説明いたします。(2)の無利子奨学金の枠をふやすことについては、毎年枠をふやしており、平成24年度予算は2,767億円、平成25年度予算は2,912億円となっているとのことでもあります。

次に、(3)の返済の際に、奨学金の返済金額について税控除ができるようにすることについて、そのような制度はないということでありまして、特に機構で要望も行っていないとのことでもあります。

次に、(4)の返還が困難な人に対する対応については、経済的理由によって返還が困難な場合は、個別に減額返還及び返済期間の猶予を願い出に基づいて審査し、承認しているとのことであります。また、債権回収業者による回収については、延滞3カ月となった債権について、債権回収業者に回収委託を実施しているとのことであります。また、個人情報機関の活用については、機構では延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限定して行っているとのことであります。

次に、請願項目の3、県は奨学金の滞納について実態調査を行うことについてであります。県は奨学金事業の実施主体ではないことから、個人情報の保護の関係で実態調査を行うことは困難と考えております。以上で終わります。

○及川総務室管理課長 請願事項1の来年度の国立大学法人の授業料標準額を引き下げるための予算措置をとるよう国に求めることについてであります。国立大学の授業料は平成16年度の国立大学法人化に伴い、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に基づきまして、国が標準額を定め、各国立大学法人はその標準額を踏まえ、一定の範囲内でそれぞれ定めることとなっております。

法人化となりました平成16年度以降の標準額の推移についてであります。平成16年度が年額52万800円、平成17年度に53万5,800円と1万5,000円の増額となりましたが、平成17年度以降、標準額の改定は実施されておられません。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 ただいまの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 大変重要な請願が出たと認識をしております。今国立大学の授業料標準額ということでしたが、県立大学も同額でしょうから、県立大学の場合、初年度納入金、入学金、授業料を含めるとどのぐらいになるのか。今県立大学で奨学金を活用している学生はどのぐらいいるのか。授業料減免または滞納があれば示していただきたい。

○及川総務室管理課長 県立大学の初年度の入学金、それから授業料の関係でございますが、最初に入学金の関係でございます。岩手県内の学生につきましては22万5,600円、他県の学生につきましては33万8,400円となっております。

次に、奨学金の減免の関係でございますが、県立大学の授業料の減免につきましては、平成19年度までは当該年度の授業料収入の5%の枠内で授業料の免除を行ってきたところでございますが、平成20年度に経済的な理由で修学が困難な学生を支援するために、追加免除額といたしまして2,000万円を増額し、緊急支援策を行ってきたところでございます。さらに平成21年度からは、授業料の免除額、授業料収入の5%から7%に拡大しております。平成22年度におきましては、不景気等の影響による申請者の増加に対応するため、新たに3分の1の免除を制度化しております。さらに、平成23年度からでございますが、震災学生、津波により被災した学生に対しまして、経済的支援といたしまして授業料の全額免除を行っているところでございます。

県立大学の日本学生支援機構からの奨学金の状況でございますが、昨年8月現在の数字でございますけれども、日本学生支援機構から貸与を受けている奨学生は、無利子型、第

1種貸与ですが、512名。有利子、第2種でございますが、上限3%の有利子型が805名。1種、2種、有利子、無利子の併用型が149名ということで、合わせて1,466名。学生総数2,564名のうち57.2%が貸与を受けている状況でございます。

○**齊藤信委員** 県立大学の場合、入学金で県内学生の場合は22万5,600円となっておりますので、初年度納入金は、76万円余になるわけですね。県外の学生は、80万円を超えると。私が大学に入ったのは1970年でしたが、1月1,000円、1万2,000円でした。本当に隔世の感がありますよね。実は、奨学金問題の最大の根本にあるのは、高い学費なのです。今は親の仕送りがどんどん減っています。奨学金を借りて大学へ行かざるを得ない状況となっているのです。根本的には高い学費を改善しなければだめだ。

高等教育無償化という国際人権規約第2条C項を政府が留保を撤回したのです。大学から高校、義務教育まで、授業料は基本的に無償化するという国際条約を留保していたのを撤回しましたから、この流れに沿うという方向になっているので、高校授業料の一部無償化は、その流れの一つだったと。大学も、そういう方向に世界は行っているのです。これは歴史の流れであり、時代の流れだと思っています。ただ、標準額そのものが、引き下がらないと授業料が下がりませんから、県教育委員会としても、総務部としても、強く求めていくべきではないかと思いますが、そうした流れをどういうふうにとめてありますか。

○**菅野教育長** 岩手県の子供たちが将来の岩手県を担う。大学、高等学校、いろんな面で教育を受けているわけです。現在は、高校までは一部無償化ということで授業料不徴収になっています。これについてはいろんな議論がなされていますが、現状は、そういうことで安定はしてきていると。ただ一方で、将来を担う子供たちにどういった投資を行って将来を支えてもらうか、そのための費用負担はどうあるべきかということについては、国レベルの議論が必要かと思っています。教育を担当する部門としては、最終的には予算の支出といいますか、その割合がふえて、子供たちがより安心して学べる環境が来ることが望ましいだろうと思っておりますので、そういう方向を望んでいるところでございます。

○**齊藤信委員** 欧州は高等教育、大学まで基本的に無償です。考え方が違うのです。子供たちの教育というのは、将来への投資という考え方なのです。社会が支えて当たり前。ただ、日本の場合は受益者負担主義なのです。いわば大学へ行くのは、自分の利益のためだという発想なのです。それで、1970年代から授業料と入学金が毎年交互に値上げするという受益者負担主義というのがやられてきたのです。

私は1971年に授業料値上げ反対闘争をやったのですけれども、このときから始まっているのです。そのときは阻止したのですけれども。数年後から、もう毎年、授業料と入学金が交互に値上げです。これ受益者負担主義。行くところまで行ってきたら、当時私は大学の授業料は20万円になるよと言って、びっくりされました。今50万円ですから。もう20万円どころではない、その倍になってしまっていて、普通の人ならとてもではないけれども、教育ローンを受けないと払えないということになってしまった。国際人権規約第13条2項、B項、C項が高等教育の無償化を含めた斬新的条約で、日本もそれに賛成する立場をとっ

ていますので、ぜひこういう声を上げるようにしていきたい。

二つ目は、現実の問題となっている奨学金の問題なのです。今もお聞きしたように、県立大学の場合 1,466 人、57.2%が活用していると。大体 10 万円を 4 年間借りたら、借金が 480 万円です。これは大体 7 割方が有利子ですから。有利子だと、卒業したときに抱える借金が 600 万円ぐらいになるのですよ。私たち働いている世代でも、600 万円の借金を抱えたら返せるだろうかと思えますよね。普通大卒の初任給で 20 万円はいかないでしょう。これを 20 年間で返すとされている。きょうは商工労働観光部でも議論したけれども、青年の 2 人に 1 人は非正規です。半分は安定した仕事に就けない。だから返せない。そして、奨学金の滞納。今 33 万人が滞納して、滞納額は 876 億円です。

これが大変だというので、学生支援機構は回収をやっているのです。保証人からも取り立てる、本人からも取り立てる。延滞すれば信用機関に情報提供、回収機構に回されるのです。これだったら、サラ金なのです。奨学金の制度はサラ金化しているのです。それが大きな社会問題になりました。奨学金対策全国会議というのが弁護士を中心につくられて、地方紙の新聞各紙でも、国会でもこの問題は取り上げられております。文部科学省もこの問題について、学生に対する経済的支援について検討が始まりましたが、その情報を把握しているでしょうか。

○堀江教育次長兼教育企画室長 ただ今の件については、詳しい情報については、こちらでは詳細承知しておりません。

○斉藤信委員 中間まとめ案というのが出されて夏までに中間まとめを出すということで、延滞しますと 10%の利子がつきます。あっという間に倍にふえてしまう。サラ金地獄です。それを 5%にしようという提案がされているのです。5%の利子でも払い切れないと思えます。

奨学金の中に震災特例奨学金というのがあります。岩手育英奨学会ですね。この奨学金の制度、利用者、その中身がどうなっているか示していただきます。

○堀江教育次長兼教育企画室長 財団法人岩手育英奨学会が高校生を対象にしております事業の状況でございますが、3種類ございまして、タイプAというものがございまして、これは、平成 17 年度から国の事業を移管する形で引き継いでいるものでございまして、県内に住所を有するお子さんたちで高校等の進学が困難な方々に貸与するものでございまして、ある程度の学力ある方々を対象として一定額、例えば公立でございまして、自宅から通う生徒には月額 1 万 8,000 円、自宅外であれば 2 万 3,000 円などという形で貸与するものでございまして。

次に、もともと育成奨学会が独自で行ってございましたタイプBというのがございまして、これについては、中学校時点の成績が優秀な生徒児童を対象としまして行うものでございまして。この方々にはまず一時金として、入学時に、公立学校でありますと 5 万円貸与いたします。さらに、その生徒の家庭の希望によりまして 4 種類、月額でございまして、1 万 5,000 円から 3 万円までの 4 種類から選択していただき、貸与するというものでございまして。

す。

さらに、ただいま委員から質問がございましたタイプCというもの、これは東日本大震災津波を受けまして実施したものでございまして、これにつきましては、今回の大震災津波により被災したことが原因で、例えば家族の方が亡くなった、あるいは家屋が全壊、半壊等したといったようなものに該当する生徒児童を対象にしてお貸しするものでございまして、金額はタイプAと基本同じでございますが、この方々につきましては高校卒業時、あるいは就学時におきまして、一定の所得がないということを確認した場合は、貸与した金額については全額免除とすることができるというものになっているものでございます。

○**斉藤信委員** 人数も後で示してください。3番目に紹介されたタイプC、震災特例、これは就職したときに一定の所得がなければ免除されるという制度ですね。年収300万円と聞いています。こういう奨学金制度にしなくてはならないと思うのです。返せるだけの収入、安定した仕事に就くのだったら、返せるだろうけれども、そうでない場合は免除すると。今回震災特例で導入された制度というのは、少なくとも当面、全体の奨学金制度に拡充すべき内容ではないのかと思います。実際に利用している人も含めて示してください。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** まず、現時点での貸与者の人数でございますが、平成24年時点となりますが、タイプAが1,450人、タイプBが94人、タイプCが186人、計1,730人となっているところでございます。タイプCにつきましては、大震災津波で大きな被害を受けられた御家族の生徒児童に対するものということで、免除も含めた対応をさせていただいておりますが、そもそも奨学金の考え方とすれば、学ぶ段階におきまして、経済的に苦しいと、そういったときに支援をして、しっかり学んでいただいて、その後で社会の中で御活躍をいただいた中で、自分の生計の中から借りたお金をお返しいただくという趣旨で始まったものだとして理解しております。そういった意味で、状況は変わってきておりますので、いろいろな家庭があるのは承知しております。ケースによって給付型の奨学金といったものも当然必要だとは思っておりますが、全ての奨学金がそういう形になるのが本当にいいのかどうかというのは、児童生徒の社会での活躍ということを考えたときに、全てそういう形が本当にいいのかどうかというのをよく議論し、検証しながら進めるべきではないかと感じているところでございます。

○**斉藤信委員** 教育次長、認識が極めて不十分だね。諸外国の奨学金がどうなっているかわかりますか。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 外国の奨学金の状況については、承知しておりません。

○**斉藤信委員** 少なくとも欧州はほとんど給付型の奨学金です。授業料がほとんど無料で、奨学金が給付制なのです。日本の場合には、学費が高額、奨学金の7割は利子がついてると。これは二重の異常なのです。基本的には給付型奨学金にすべきだと思います。当面、有利子が7割を占めている状況の中では、ローン社会にならないように基本的には無利子にすべきだと。これは、なぜそうなったかという、奨学金が拡充される時に、銀行、

証券会社の資金を導入して奨学金の枠を拡大したために利息で返すということになってしまった。国からの奨学金への財源をふやすべきだというのは、そういう理由です。証券会社から借りて、教育ローンをやっているようなものです。低金利の状況の中で、3%の利子、それ自身が高い。3カ月過ぎると延滞利息がつくのです。今の奨学金問題というのは、文字どおり異常な事態になっているのではないかと。給付制奨学金を導入することは、多くの方々の共通の要求になっていると思う。

喫緊の課題としては、有利子の奨学金を無利子にしていく。現実問題、返済できない方々が33万人、876億円ですよ。実際に返せない方々に対する緊急対策が必要なのだと思います。例えば返済猶予期間は5年になっているけれども、5年過ぎたらどうなるか。返済猶予期間5年ということではなくて、延長する、または延滞利息を10%から5%にしようとしていますけれども、5%だって高い利子なのです。延滞利息は基本的にかけないとか、減免するとかという制度を導入しなければ、この問題は解決しないのではないかと。

奨学金滞納問題というのは、新しい貧困化の問題、青年の未来を奪う問題です。沖縄タイムスだとか、京都新聞だとか、地方紙がこの問題を取り上げて、県や府に対して実態調査を求めているのです。県が事業主体ではないというのではなくて、青年の未来にかかわる問題として、こうした実態を把握して、必要な対策を国に求めていく、県も講じていくということが必要ではないのかと思います、いかがですか。

○菅野教育長 先ほど震災特例の奨学金の話が教育次長が申し上げたわけなのですが、震災であれだけの大きな被害を受けた子供たちですので、本県が給付型奨学金を何とかつくってくれと要望いたしました。文部科学省もそのつもりで一生懸命財務省と調整してくれました。ただ、残念ながら財務省の理解は得られなかった。財務省の理解が得られなかったというよりは、国全体での理解が得られなかった。とはいいながら、文部科学省は、実質的に給付型にしますと。それは、先ほど委員がおっしゃった、就職時にある一定規模、要するに県職員クラスであれば返還の必要がないと、そこまでレベルを上げて、実質的にはほとんど給付型に近いものにした。文部科学省は給付型で要望して、東日本大震災津波という現実がありながら、なかなか国全体での理解が得られなかったと。高等教育機関に進む子供たちに対して国全体でどう支えるのか、そこまでの議論がなかなか理論突破できなかったというお話もございました。将来の我が国を担う子供たちで、高等教育機関に進む子供たちと進まない子供たちがいる中で、社会全体でその負担をどう分かち合い、支援するのかという、国民全体のコンセンサスが必要なのだろうと。そこで文部科学省も非常に苦労しているのだと思います。国の財政はこういう状況でございます。したがって、当面高等学校に進む子供たちについて、負担を幾らかでも軽減する方策を講じることをお願いしているわけでございます。引き続いては、将来のある子供たちについての負担を社会全体として分かち合ってほしいという要望をやっていきたいと思っております。

○齊藤信委員 文部科学省自身も財務省に要望したけれども、残念ながら予算化までいかなかった、見送らざるを得なかったと。しかし、教育長がお話したように、震災特例の

奨学金は、実質給付型で実現したと。風穴を開けたのだと思います。そういう意味では、一つ一つの段階で、一つ一つの手だてをとりながら給付制奨学金の道を開いていくと。

今度の請願は、よく考えられた請願だと思うのです。給付制奨学金の創設を求めつつ、無利子の奨学金の枠をふやす。さらには返還が困難な返済額については税控除をするというのは、税務課所管になってしまうので、ここでは答えられないと思うけれども、具体的な軽減策。もう一つは、実際に滞納に陥った人たちへの手だてをとらないと、借金がふえるだけなのです。早くやらないと、サラ金地獄に既に陥っている。具体的手だて、免除措置とか、債権の放棄などをやらないと救われないのだと思うのです。そういうことが今大きな社会問題になりつつありますので、ぜひこうした請願を契機に、岩手県議会から積極的に声を上げていくことが必要ではないかと。以上を述べて私の質問を終わります。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第76号学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「継続」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第77号学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「継続」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

以上をもって、教育委員会及び総務部関係の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情3件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、「平成26年度県立学校の編制について」といたしたいと思います。

また次々回、9月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情が8月の委員会においても継続審査とされた場合は、当該請願陳情の審査及び所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目については、山田町の緊急雇用創出事業についてといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては当職に御一任を願います。

追って、継続審査及び継続調査と決定いたしました各案件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承を願います。

次に、委員会調査についてを議題といたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成25年度商工文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任を願いたいと思います。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知をいたしますので、御参加を願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労様でした。